

## 至元年間における関中の復興と地域開発

—ヒトとモノの動きを中心に—

井黒 忍

はじめに

金・モンゴル交替期における関中は、10年以上にもおよぶ断続的な戦争状態の中で荒廃を極め、正大8年(1231)における金軍の潼関以東への退却にともなう強制徙民によって、中心都市である京兆も人口空白状態に陥った。オゴデイ12年(1240)に始まる渭北地域での屯田・水利開発によって端緒が開かれた復興への足取りは、モンケの大ハーン即位の後、関中を分地として与えられた皇弟クビライの指揮のもと、廉希賢、姚枢、商挺ら名だたるブレーンたちによって本格化するかに見えたが、モンケとの間に生じた確執によってわずか4年あまりで頓挫する。

これが転換期を迎えるのは至元9年(1272)である。同年のマンガラ(Mangyala:忙哥刺)の安西王就封と翌10年(1273)の京兆への出鎮が契機となり、安西王国の統治下において関中の復興と地域開発が推進されていく。京兆は西北・西南方面への押さえから、甘粛・中央アジア・ティベット・四川・雲南方面への要である「大都市ケンジャンフ」へと変貌をとげるのである。この復興期を迎えた京兆にあって、きわめて特異な足跡を残すのが劉斌という人物である。彼は無位無官の身でありながら、開発・復興事業にその名を刻む。大ハーン・クビライへの謁見という荣誉に浴することにもなったその主たる功績は灞水への架橋にもとめられる。

秦嶺に源を発し、京兆の東を過ぎて渭水に流れ込む灞水は、関中八川の一つに数えられる。そこに架かる灞橋は都を離れる人々が別れを惜しんで柳を手折り、数々の名句を残した折柳の舞台としても有名である。その歴史は前漢時代の木橋にさかのぼる。これが新の地皇3年(22)に火災によって焼け落ちたため、あらたに石造の橋につけ替えられ、長久を祈って長存橋の名が与えられた。

漢代の灞橋が長安城との位置関係から灞水と滻水の合流地点より北側(現在の灞橋区段家村付近)に架設されたのに対して、隋代には大興城が漢長安城の東南に建設されたのともない、開皇3年(583)に滻水との合流点より南側(現在の灞橋鎮付近)に移され、唐代には天下の十一大橋のうちの四大石橋の一つに数えられた<sup>1)</sup>。そこから北に向かえば東渭橋より渭水を越え、高陵・三原の諸県をへて陝北・オルドスに達し、南に向かえば藍谷を経て商州に至り、丹水・漢水に沿って襄陽に達する。灞橋は京兆から東に向かう上での必経の地であり、北・南・東の三方から京兆に至る諸路の結節点として交通・物流の要であり続けたのである。

劉斌を主役とする至元年間の灞橋架設に関しては、当時の京兆士人層を代表する李

<sup>1)</sup> 『旧唐書』卷43・職官十・尚書都省・工部「凡天下造舟之梁四、河則蒲津・大陽・河陽、洛則孝義也。石柱之梁四、洛則天津・永濟・中橋、灞則灞橋。木柱之梁三、皆渭川、便橋・中渭橋・東渭橋也。巨梁十有一、皆国工修之。」

庭によって「創建灞石橋記」(『寓庵集』巻5、以下、「李記」と略す)が撰述され、さらに駱天驤の『類編長安志』(巻7・橋渡・橋、以下、「駱志」と略す)にも記録が残された。さらに時を隔てて、張養浩により「安西府咸寧県創建灞橋記」(『張文忠公文集』巻14、以下、「張記」と略す)が撰述され、その顕彰がなされた。「李記」の末尾には執筆に至る経緯が以下のように記される。

一日、京兆府学教授の駱天驤は、(劉)斌と偕に門に踵りて来り、告げて曰く「斌の橋成るも亦た先生の志なり。今將に諸れを石に勒り、以て歳月を紀さんとするに、文は先生に之れを属せざれば而して誰をや」と。余は之れに応じて曰く「諾」と。遂に其の顛末を序し、以て後の人に諭げ、守りて壊すこと勿らしむるなり。<sup>2</sup>灞橋の完成を記念する碑文の撰述を求める京兆府学教授の駱天驤と劉斌に対して、李庭はその申し出を快諾し、架設事業の内容を後世に語り伝えるとともに、灞橋の保護を訴えるためこれを撰述したという。よって、「李記」はもとより、「駱志」の情報源も劉斌自身であった可能性が高く、両史料は整合的な理解が可能な信頼に足るものとなる。なお、「張記」撰述の経緯に関しては、別に検討を要する問題が含まれるため後段にて詳述することとするが、結論からいえば、武宗カイシャンの至大3年(1310)である可能性が高い。情報源および時期の隔たりの点から見て、「李記」・「駱志」と比べて「張記」の信憑性は低いが、他の史料には見えないオリジナルな記述内容も含まれることから、参考史料としての利用価値は残される。

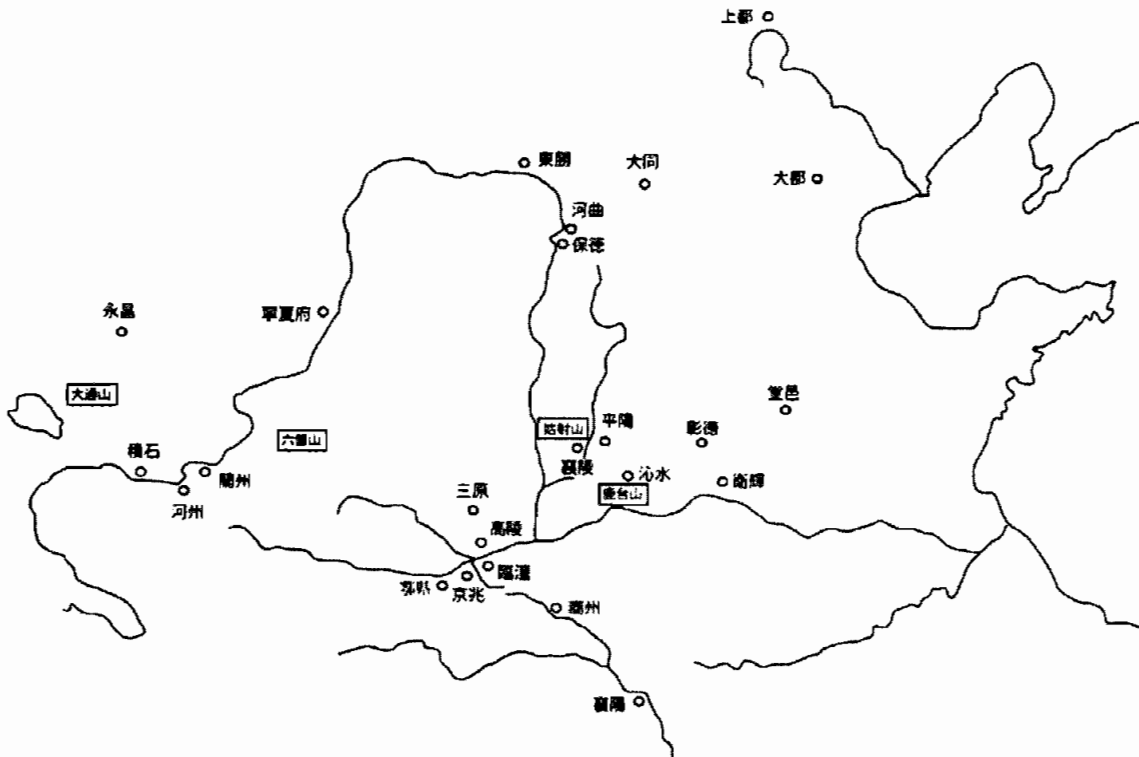
灞橋架設以外に劉斌が関与した事業として京兆宣聖廟の復興が挙げられる。金・モンゴル戦争の混乱の中で、唐代以来の石刻を保存した京兆宣聖廟は徹底的な破壊を被った。現在の碑林博物館に見られる碑刻群の一大集積地としての状態に至る間には、モンゴル時代の復興事業の意義を見逃すことはできず、その中で明瞭な足跡を残すのが「灞橋の劉斌」であった。

劉斌による灞橋架設に関しては、すでに李之勤によって2篇の専論が公表されている[李1994A・B]。上記の3史料を内容ごとに比較検討するなど、灞橋架設事業の全体像を知る上で不可欠の研究である。また、劉斌の宣聖廟修復への関与や「張記」撰述の時期について言及がなされる点にも大きな意義を認めうるが、さらに踏み込んだ考察を行うべき問題点も多い。そこで本稿では、劉斌がともに関与した灞橋架設と宣聖廟の復興という両事業を切り口として、至元年間における関中復興と地域開発の足取りをたどってみたい。とくに、開発に関わるヒトとモノの動きを明らかにすることで、史料から復元される骨格に肉をつけ血を通わす作業を試みたい。

従来の研究においては、中国の「地大物博」というイメージによってか、各種建設・開発事業を考察する際に、そこに不可欠な物的資源の動きという問題がなおざりにされてきた感がある。地域や時代により状況は異なるものの、大は都市の建設や官衙・寺廟の建造・修繕から、小は石碑一基の建立に至るまで、必要とされる資材が建設現場の脇に転がっているわけではない。各種資材がどこからどのように調達されたのかという問題を明らかにすることは、開発の経緯やその背景となる理念・目的を考察することにも劣らず重要な作業である。これを抜きにしては血の通わない一種の骨格標

<sup>2</sup> 一日、京兆府学教授駱天驤、偕(劉)斌踵門来告曰「斌之橋成、亦先生之志也。今將勒諸石以紀歲月、文不先生之属而誰歟。」余応之曰「諾。」遂序其顛末、以諭後之人、俾守而勿壊也。

本が復元されるに過ぎない。骨格に血肉を与え、生き生きとした姿をもって眼前に現すには、モノの流れを復元する必要がある。これにより本稿はモンゴル時代における一事例研究という枠にとどまることなく、関中という地域のもつ地理的特性や資源をめぐる周辺地域との関係性を明らかにするものとなる<sup>3</sup>。



【図1：関連地図】

## 第1章 灞橋の架設

### 第1節 架橋の経緯

至元9年の夏、大ハーン・クビライのもとに、「山東の梓匠」、「魯の民」、「堂邑の民」と称された劉斌が召し出された。時まさに灞橋架設のさなか、無位無官の身ながらモンゴル帝国の公式駅伝網ジャムを利用して京兆より上都に至った劉斌は、クビライの下問に答えて灞橋の設計図を奉り、工事に至る経緯を言上するとともに、架橋に必要な物資の数々を申し添えた。その対応は大いにクビライの意にかなない、求めるところすべてに応じるとの言質を得る。これにより、京兆の官籍没収田が下賜され、対南宋戦争で捕虜となり秦嶺の関隘に配備されていた人口が労働力として投入された<sup>4</sup>。加

<sup>3</sup> こうした問題意識は、モンゴル国アウラガ遺跡にて出土した鉄製品の成分分析を通して、それらが山東省金嶺鎮もしくは湖北省大冶・象鼻山の鉱石に近似することを明らかにした白石典之・大澤正己の研究を踏まえ、「壺巖寺執照碑」に見える内史府と製鉄との関係性に言及した船田善之の研究らから啓発されたところが大きい [Osawa2005、船田2005]。

<sup>4</sup> 李庭「創建灞橋記」(『寓庵集』巻5)による。原文では「勅賜京兆官籍没田園、発新収南口長充役作」とされる。至元10年(1273)前後における京兆一帯の状況は王暉の「論関陝事宜状」(『秋澗先生大

えて、中統鈔 25,500 緡の賜与と京兆への輸送が命じられるなど、クビライへの謁見をきっかけとして灞橋架設事業はようやく本格的に始動する。

まずは、その前段階である灞橋架設に至るまでの経緯から見ていこう。「李記」によれば、

長安の形勢を以て天下に雄たるは、其の來たるや尚し。左は晋魏に達し、右は隴蜀を控え、冠蓋は鱗萃し、商賈は輻輳す。実に西秦の都会なり。城を距て東のかた三十里、灞水は南より來り、官路を横絶し、西北十五里にて渭に入る。其の源は商顔山中より出づ。毎歳の夏秋の交、霖潦して漲溢し、川谷合流して、砮崖して下らば、巨浪は澎湃たりて、浩として津涯無し。行旅は徒涉に病み、漂溺して死する者数うるに勝うべからず。至元元年の秋、山東の梓匠劉斌、適たま此こに至り、之れを見るに惻然として、内かに心に誓い、為めに石橋を構え、以つて茲の苦を拯わんとす。既にして家に還り、其の父母親旧に告ぐるに、皆な悦び之れに従いて曰く「此れ奇事なり。当に力を勉むべし」と。各おの囊資を出だし贖と為す。斌ともに誓いて曰く「橋成る無くんば、東に帰らず」と。ここに於いて、束装して戒行し、前みて相衛に抵り、鎚鑿七百余事を市い、輦運して西し、廬を灞上に結び、人をして輪を以て業と為さしめ、得る所を斂め募工の直に充つ。<sup>5</sup>とあり、至元元年（1264）の秋、灞水の凶状を目の当たりにした劉斌は石橋の架設を心に誓う。故郷へと戻った後、父母や親族、友人らに自らの心願を伝え資金援助を得ると、架橋が完成するまでは故郷に帰らないことを誓って京兆への帰路についた。この時、劉斌の心を動かした灞水の凶状とは、毎年夏から秋にかけて水かさを増した澧水などの支流が流れ込み、音を立てて岸壁に衝突し波を逆立てて流れ下る暴れ川と化したその姿であった。際限なく広がる激流は、旅人を悩ませるに止まらず、無数の溺死者をも生み出した。

「略志」では、同じく劉斌に灞橋架設を決意させた顛末について以下のように述べる。

唐宋より今まで、有司は民に材木を課し、輿梁を為り以て濟く。十月に橋成り、三月に拆毀す。我が大元に至り、堂邑の劉斌、修めて石橋を為る。初め、灞水の秋夏の交に適り、霖潦して漲溢し、波濤は洶湧たりて、舟楫の通ずる能わず、行人を漂没すること、殫くは紀すべからずして、常に涉客を病ます。中統癸亥、会たま斌の秦に旅し、還りて灞上に至るに、秋雨の泛漲するに値る。同行の車は凡そ三、漲息まば、斌の車前導し、僅かに岸次に達す。渡る者は人畜幾んど溺するも、靱を斬りて免るるを獲。其の殿なる者は流れに随いて漂没し、在る所を知ら

---

全文集』巻 85・『烏臺筆補』所収) に詳しく、京兆における人口流動や治安の悪化などの状況が伝えられる。同史料の訳注が高橋（編）2007にある。

<sup>5</sup> 長安以形勢雄天下、其來尚矣。左達晋魏、右控隴蜀、冠蓋鱗萃、商賈輻輳、實西秦之都会也。距城東三十里、灞水南來、横絶官路、西北十五里入於渭、其源出於商顔山中。毎歳夏秋之交、霖潦漲溢、川谷合流、砮崖而下、巨浪澎湃、浩無津涯。行旅病於徒涉、漂溺而死者不可勝数。至元元年秋、山東梓匠劉斌、適至此、見之惻然、内誓於心、為構石橋以拯茲苦。既而還家、告其父母親旧、皆悅而從之曰「此奇事、当勉力。」各出囊資為贖、斌与誓曰「橋無成、不歸東矣。」於是束装戒行、前抵相衛、市鎚鑿七百余事、輦運而西、結廬灞上、教人以輪為業、斂所得充募工之直。

ず。斌は遂に石梁を修めんことを誓い、帰りて親に詢し妻に辞し、家事は悉く其の弟に委ねて、曰く「若し石橋成らざれば、永に東帰せず」と。至元三年、廬を瀾岸に結び、先に木梁を架し、以って通ぜざるを濟く。斌は匠石、工梓、鍛冶、斲断を能くし、解せざる有る靡く、素芸を以て其の費する所に供し、落成に至る。<sup>6</sup> 唐宋時代より以降<sup>7</sup>、ながらく瀾水に常設の橋は存在せず、毎年、民から供出された木材を用いて、10月に架橋し翌年3月にこれを撤去する臨時の木造橋が渡されるに過ぎなかった。季節的に船の航行すらも不可能になるほどに水量の増加をみせた瀾水は、至元28年(1291)の秋にも西岸に位置する漢文帝の陵墓である霸陵の墓門を打ち破り、石板500片を流出させるという被害を引き起こす<sup>8</sup>。夏・秋季に集中する降雨と秦嶺からの流出水の増加が度重なる氾濫を引き起こす原因であり、こうした自然条件に耐えうる常設橋梁の架設には相当の技術力とこれを支える工事資金、資材が必要であったことは言を待たない。

「駱志」と「李記」の内容をあわせ考えると、中統癸亥(4年、1263)に京兆に到来した劉斌は、至元元年(1264)に故郷の堂邑県への帰路に着き、瀾上から渡河する際に同行者が濁流にのまれ、自らも車の引き綱を断ち切って辛くも九死に一生を得るといふ体験をしたことで瀾橋の架設を決意するに至る。さらに故郷での資金募集を終えて、京兆に帰着したのが至元3年(1266)であり、まずは木材を渡しただけの簡便な橋梁を掛けることでその往来のルートを確保した。劉斌の職に関しては、「李記」では梓匠と記され、「駱志」では「匠石、工梓、鍛冶、斲断を能くした」として、石材および木材、金属の加工など多方面の技術に秀でたとされる。さらに、京兆への帰着の後、瀾水のほとりに居を構え「輪を以て業と為す」とともにその技術を伝え資金を集めたことから考えて、主たる生業は車両製造にあったことが分かる。これは「張記」において「輪輿を業」とするとあることから裏付けられる。

松田孝一および山本明志の研究にて指摘される様に、当時の京兆では站赤を用いたティベット僧の頻繁な往来が確認できる[松田2000、山本2008]。モンゴル時代に入り、ティベットや四川、さらには中央アジアなどとの交通・物流がより活発化したのにもない、車輛の需要の高まりが生まれたと考えられる。そもそも、劉斌の京兆への到来自体がこうした需要を見込んで、もしくはその可能性を探る目的でなされたものとも推測される。さらに、劉斌が京兆に至った中統4年という時期に注目すれば、その前年7月まで故郷堂邑を含む山東一帯は李璘の乱の舞台となった。戦乱と戦後の混乱

<sup>6</sup> 唐宋迄今、有司課民材木、為輿梁以濟、十月橋成、三月拆毀。至我大元、堂邑劉斌修為石橋。初、瀾水適秋夏之交、霖潦漲溢、波濤洶湧、舟楫不能通、漂没行人、不可殫紀、常病涉客。中統癸亥、會斌旅秦、還至瀾上、值秋雨泛漲、同行之車凡三、漲息、斌車前導、僅達岸次、渡者人畜幾溺、斬靱獲免、其殿者隨流漂没、不知所在。斌遂誓修石梁、歸、詢親辭妻、家事悉委其弟、曰「若石橋不成、永不東歸。」至元三年、結廬瀾岸、先架木梁、以濟不通、斌能於匠石、工梓、鍛冶、斲断、靡有不解、以素芸供其所費。

<sup>7</sup> 後に触れるように、実際には唐宋五代期に戦乱によって失われた瀾橋は北宋元祐年間に知永興軍事の韓績によって修復されている。ただし、その存続期間は不明であり、「駱志」の記載内容を信じれば、あるいは架設後しばらくして崩壊したとも考えられる。

<sup>8</sup> 『類編長安志』卷8・山陵冢墓・山陵・文帝霸陵「新説曰、至元辛卯秋、霸水衝開霸陵外羨門、吹出石板五百余片。」

を避けるとともに、新たな販路を求めて京兆へ到来したとも考えられよう。

当時の物流や製造業に関わり興味深いのが、堂邑県からの帰路に「相衛の地」にてつちやのみなどの工具を七百件あまり購入し、これらを車載して京兆まで輸送していることである。相衛の地とは、太行山東南麓の相州と衛州を指し、モンゴル時代の行政区分では彰徳路と衛輝路に相当する。太行山南部には多くの鉄鉱山が存在し、周辺には相州礪陽冶や磁州武安県固鎮冶など著名な製鉄地が点在する〔王 2005〕。また、衛州にはオゴデイ時代に軍備所が設けられ、モンケ時代には都運司が設置されるなど〔袁 1974〕、交通・物流の要衝であるに止まらず、対南宋作戦を目的とした軍需物資集積の中心地でもあった。当時、黄河北岸の地には、兵器や農具のみならず、さまざまな鉄製品が取引される一大市場が形成されていたのであろう。

李庭は「李記」以外にも灞橋架設に関連する複数の記録を残している。その一つが「灞橋破土祭文」〔『寓庵集』巻 8〕である。

昔、鄭の子産、其の乗輿を以て人を溱洧に済くるに、孟子おもえらく恵なれども政を為すを知らずと。然らば則ち橋梁の脩めざるは、我が有司実に其の責を任う。某、天子の命を承け、来りて此の土を守る。凡そ民のために利を興し害を除くべき者は、皆な当に心を尽し力めて之れを為すべくして、敢えて辞せざるなり。惟うに茲れ灞河、大路を横截し、秋夏の交に当らば、山水は暴漲して、甚だ民の患と為る。今壘石を將て、以て脩梁を架し、往来の人をして漂溺に死せざらしめ、以て天地の好生の徳を広げ、主上の愛民の心に副わんことを庶幾う。惟あ爾神、其れ之れを相よ。破土の初、敢えて誠を以て告ぐ。尚わくは饗けられよ。<sup>9</sup>

灞橋架設事業の開始にあたり、土地神、もしくは灞水の神に対して事業への加護を求め成功を祈るために撰述された文章であり、起工式にて読み上げられたものと考えられる。注目すべきは、当該文章において劉斌の名が挙げられない点である。つまり、祭文の主体、すなわち起工式の主催者は劉斌ではなく、あくまで現地の有司であった。これには灞橋鎮を所管する咸寧県<sup>10</sup>、もしくは京兆府が相当すると考えられ、灞橋架設がその当初より劉斌個人の事業にとどまらず、公的事業という性質を濃厚に帯びるものであったことを意味している。

本祭文の執筆時期は記されず、「李記」にも着工の時期は明記されないが、「駱志」と「張記」ではともに至元 3 年（1266）の着工とすることから、起工式もこの時期になされたと考えられる。また、竣工の時期については、「李記」では 15 年間の月日を経て至元 15 年（1278）に落成したとするのに対して、「駱志」では「前後三十寒暑を歴」とあり、「張記」では至元 25 年（1288）の完成とする。「張記」との矛盾については後段にてあらためて検討するが、「李記」と「駱志」の間に矛盾は存在しないと考えられることから、工事に費やされた 15 年の月日とは劉斌が灞水を渡るに際して難

<sup>9</sup> 昔鄭子産以其乘輿濟人於溱洧、孟子以為惠而不知為政。然則橋梁之不脩、我有司實任其責。某承天子之命、來守此土、凡可與民興利除害者、皆當盡心力而為之、而不敢辭也。惟茲灞河、橫截大路、當秋夏之交、山水暴漲、甚為民患。今將壘石、以架脩梁、使往來之人、不死漂溺、以廣天地好生之徳、庶幾副主上愛民之心。惟爾神其相之。破土之初、敢以誠告。尚饗。

<sup>10</sup> 『類編長安志』巻 7・鎮聚・鎮に「灞橋鎮、在咸寧縣東二十五里」とある。ここでは鎮の所在地が所属の県から某里という表記法を用いて記されることから、灞橋が架かる灞橋鎮の所轄を咸寧県と判断する。

を逃れ、瀾橋架設を決意した至元元年を起点として、至元 15 年に至る間を指す。

## 第 2 節 瀾橋の構造

15 年間の年月を経て完成した瀾橋の構造に関して最も具体的な描写を載せるのは「張記」である。架設に先立って、旧来の架橋地点の西（下流）側、約 58 メートルの地点を着工地点に設定し<sup>11</sup>、水勢を削ぐために上流側に水路を開いて、凹凸をならし障害物を除去して整地を行った。さらに、河床に基礎となる木製の杭を打ち込み、その上に石板を敷き並べる。石板の上に石材を積み上げ、高さ 2 メートルあまりの石柱を築いて橋梁とする。石柱の間は砦とよばれるアーチを作る。当初の計画では、10 本の石柱を並べ、9 つのアーチで兩岸をつなぐ予定であった。しかし、これでは急流を支えきれないことが判明したため途中で計画を変更し、石柱の数を倍増して 20 本の石柱、19 門のアーチが築かれた。アーチの径間は 3 メートルで、強度を増すために輪石の間は溶かした銅・鉄で埋められた。橋上は 3 列のレーンに分かれ、中央が車道となる。欄干は美しくかつ堅固であり、狡狴を載せた欄干柱の数は 560 本にのぼる。橋の両端部分の勾配が急であるため、両端から 24 メートルほどの間に敷石を積み重ねて傾斜をゆるめた。橋の全長は 120 メートル、幅と高さは 9 メートルほどである。その波打つ形状は虹が水を飲んでおり、橋を通る人々はみな驚嘆してその永遠無窮の福利を感嘆したという<sup>12</sup>。

情緒に富んだ張養浩の描写に対して、「李記」および「駱志」が述べる瀾橋の姿は相当に簡潔である。まず、「李記」によれば、

其の長さは六百尺、広さは二十四尺にして、両堤は隆峙す。下は洞門十五を為り、以て水怒を泄す。制するに鉄鍵を以てし、壅るに白灰を以てす。其の趾は山固にして、其の面は砥平たり。磨礮の密、甃壘の工、修欄華柱は之れを望まば巋然として天造神設の如し。信に千載の奇功、一方の偉観なり。是れ由り、車は軌を濡らさず、人は裳を褰げる無く、憧憧と往来し、坦然として阻むもの無し。<sup>13</sup>

とある。さらに、「駱志」には以下のように記される。

凡て一十五虹、長さは八十余歩、闊さは二十四尺たり。中は三軌に分ち、傍翼の両欄、華表柱は東西に標ち、付留神は南北に鎮む。海獣は砌石に盤踞し、狡狴は欄杆に蹲伏す。鯨頭は浪を噴し、鰲首は雲を呑む。隄を築くこと五里、柳を栽

<sup>11</sup> 張 2006 によれば、劉斌によって架設された瀾橋の位置は隋唐瀾橋の西北 200 メートルに比定される。

<sup>12</sup> 遂於故蹟少西七十舉武、醜渠以殺湍悍、夷阻以端地形、下銳木地中、而席石其上、然後累石角起、高仅余、若門而円其額、俗謂砦者、一十有九。先嘗為九砦、水来不能制、至是始益其十砦。広一丈、其隙則錮以銅鉄、経軌三途、中備輦路、欄檻柱礎、玉立掖分。柱琢以狡狴於上、合柱凡五百六十、橋両端處其峻甚、又覆石各八十尺。礮甃瑠飾、殫極諸巧。袤四十丈、広如干、崇如広而省三丈。隆然臥波、若脩蟠下飲、過者莫不駭異嗟訝、以為永世無窮之利。

<sup>13</sup> 其長六百尺、広二十四尺。両堤隆峙、下為洞門十五、以泄水怒。制以鉄鍵、壅以白灰。其趾山固、其面砥平。磨礮之密、甃壘之工、修欄華柱、望之巋然如天造神設、信千載之奇功、一方之偉観也。由是車不濡軌、人無褰裳、憧憧往来、坦然無阻。

うること万株、遊人の肩摩穀撃するは、長安の壯觀為り。<sup>14</sup>  
両史料をまとめれば、灊橋の全長は 170 メートル、幅は 7・7 メートルでアーチは 15 門、石材は鉄製の鍵で固定され、石灰を用いて防水処理が施された。橋のたもとには東西に華表柱が立てられ、南北には付留神が置かれる。欄干の内側には海獣、外側には鯨頭や鰲首の彫刻が備え付けられ、欄干柱の上には狻猊が置かれた。さらに、岸边には堤防が 2・5 キロにわたって築かれ、その上には堤防を固め、憩いの場を生み出すために柳が植えられたという。上述の「張記」が記す内容とは、長さ、幅、アーチ数などの点で食い違いが見られるが、信頼度の点ではやはり「李記」および「駱志」に軍配があがろう。

これらの描写からは、その高度な土木技術レベルに加えて、さまざまな石造彫刻によって彩られた壮麗な灊橋の姿がありありと浮かび上がる。さらに注目すべきは、橋梁の架設のみならず、堤防が設置されその強化のために植樹がなされるなど、治水対策もが盛り込まれている点である。史料には劉斌のみがクローズアップされるが、その背後には水利・土木など各方面の技術者が参加していたことは疑いなく、灊橋架設は架橋のみならず、灊橋一帯の総合開発事業という位置づけにあったと言えよう。

### 第 3 節 工事資金の調達

ふりかえって、故郷の堂邑から京兆に戻り、灊水のほとりに居を構えた劉斌は人夫を募集するとともに、その賃金支出のために車両製造を開始する。当初、自身の親戚や旧知より資金援助を受け家財を費やしてきたが、人夫への賃金やその他の費用をまかなうには限界があった。そこで京兆の人士に対して、工事援助のため資金提供を求めることとなる。李庭の『寓庵集』巻 7 には、これに関連する 2 通の「京兆府灊河創建石橋疏」が収録される。その 1 通目には、

竊かに以えらく、台の九重を欲すれば、必ず累土を資う。功或いは一簣に虧かば、豈に山と為すに足らんや。惟うに人心の善を好むの誠有らば、則ち天下成り難きの事無し。眷みるに此れ長安古都、寔に惟れ関右の要津たり。奈んぞ灊水の湍流、秦川の巨患と為さん。幸いに大匠に遭い、誓いて長橋を建てんとす。願うらくは匪石の心を堅くし、端にして移山の志有らんことを。今則ち功縁の就に垂んとするに、財力は俱に窮く。緬として四載の勤を懷えば、豈に半途にして廢すべけんや。且つ義を見て為さざるは則ち勇無きなり、前言を替うることを勿れ。蓋し善を作して吉を得る者は常に多し、竚て後功を觀よ。如し金諾を蒙れば、請うらくは玉衡に署せられんことを。<sup>15</sup>

<sup>14</sup> 凡一十五虹、長八十餘步、闊二十四尺、中分三軌、傍翼兩欄、華表柱標於東西、付留神鎮於南北、海獸盤踞于砌石、狻猊蹲伏于欄杆、鯨頭噴浪、鰲首吞雲、築隄五里、栽柳万株、遊人肩摩穀擊、為長安之壯觀。

<sup>15</sup> 竊以台欲於九重、必資累土、功或虧於一簣、豈足為山。惟人心有好善之誠、則天下無難成之事。眷此長安古都、寔惟関右要津。奈灊水之湍流、為秦川之巨患。幸逢大匠、誓建長橋。願堅匪石之心、端有移山之志。今則功縁垂就、財力俱窮。緬懷四載之勤、豈可半途而廢。且見義不為則無勇、勿替前言、蓋善得吉者常多、竚觀後功。如蒙金諾、請署玉衡。



として、「前言を替うること勿」れとあることから、おそらくは着工にあたってすでに資金提供を約束していた者たちがおり、その実行を求めるために発せられたものと考えられる。また、文面から判断して、疏文の発信者はやはり劉斌ではない。撰述者の李庭自身である可能性もあるが、すでに見た「灞橋破土祭文」の例から考えて、咸寧県、もしくは京兆府の官員と考える方が妥当であろう。

さらに、もう1通の疏文では、

竊かに以えらく、川は惟れ險を設くれば、泛溢の虞れ無くんばあらず。橋は用て人を濟さば、当に長久之計を作すべし。長安の名郡を眷るに、灞水の湍流を帯ぶ。毎に秋夏の交に逢わば、輒ち波濤の害有り。厲を掲げて渉る者、綿として千載をへ、沈溺して死する者、其の幾人なるかを知らず。自ら間世の良工に遇うに非ざれば、孰れか克く非常の大事を建てん。今山東の劉君なる者有り。世よ妙斷を伝え、生靈を救わんと誓う。巨石を平灘に疊し、修梁を当路に架す。将て車をして軌を濡らさず、人をして裳を褻ぐる事無からしむ。豈に惟だに一方に壯觀たるのみならんや。寔に仁心を百世に覃ばするに足る。然れども厥の功甚だ大なれば、費する所も貲かならず。固より独掌の鳴り難きを知らば、正に大家の著力を要む。敬んで短疏を修し、遍く高門に詣る。伏して望むらくは、厚禄の達官、多蔵の巨室、或いは黄冠の上士、或いは白足の高僧、共に拯溺の心を推し、永えに憑河の患を絶たんことを。羣蟻を渡して甲科は尚お驗たり、陰徳の報は誣ならず。千人を救う者は子孫必ず封ぜらる、昔賢の言の猶お信たるがごとし。如し金諾を蒙れば、請うらくは玉銜に署せられんことを。<sup>16</sup>

とあり、ここではより具体的に官員、富家、道士、仏僧に対して資金提供の求めがなされている。「李記」によれば劉斌の灞橋架設に対して六州規措大使牛公、鎮撫曹公、引塩提領范公より楮幣 2,500 緡が提供された。さらに至元 6 年 (1269) の春には右司郎中徐琰の提言を受けた陝西大行台平章サイド・エジェル・シャムス・ウッディー（Sayyid Ajjal Shams al-Din：賽典赤瞻思丁）より白金 20 錠（「張記」では楮幣 1,000 緡）が提供されるとともに、200 人の役夫が派遣され、京兆同知の巨公の監督のもと灞橋架設事業に当てられた。このほか、陝西簽省嚴忠範よりは駟男 400 人と石材 800 車輛分が提供され、京兆府判官寇元徳がこれを監督した。

資金援助を求めた李庭の疏文の撰述時期が不明であるため、これら諸官による資金提供との直接的な因果関係は不明とせざるをえない。ただし、資金や資材、労働力の提供のみならず、京兆同知、京兆府判官により人夫の監督がなされていることから京兆府および陝西行省の灞橋架設事業への関与は明らかである。また、オゴデイ時代より関中における勢力を急速に拡大させていた全真教やティベット仏教<sup>17</sup>などの宗教

<sup>16</sup> 竊以川惟設險、不無泛溢之虞、橋用濟人、当作長久之計。眷長安之名郡、帶灞水之湍流。每逢秋夏之交、輒有波濤之害。揭厲而渉者、綿歷乎千載、沉溺而死者、不知其幾人。自非遇間世之良工、孰克建非常之大事。今有山東劉君者、世伝妙斷、誓救生靈。疊巨石於平灘、架修梁於当路。将使車不濡軌、人無褻裳。豈惟為壯觀於一方、寔足覃仁心於百世。然而厥功甚大、所費不貲。固知独掌難鳴、正要大家著力。敬修短疏、遍詣高門。伏望厚禄達官、多蔵巨室、或黄冠上士、或白足高僧、共推拯溺之心、永絶憑河之患。渡羣蟻而甲科尚驗、陰徳之報不誣、救千人者子孫必封、昔賢之言猶信。如蒙金諾、請署玉銜。

<sup>17</sup> 『長安志』卷中・圖志雜説に「龍首原俗号曰小兒原。或曰今原東有西番浮圖、至元中所建」とあり、

者が、民衆を救う「済度」の行為である架橋に対して援助を拒む理由はない。もはや瀾橋架設は劉斌個人の事業という枠には収まりきらない、官民一体の公益事業として推進されたことは明らかである。

## 第2章 瀾橋架設の背景

瀾橋架設への援助のうちでも量的、質的に最大のものが、大ハーン・クビライからの援助である。「李記」によってあらためて劉斌がクビライへの謁見に至った経緯を見てみよう。

（至元）九年壬申の夏、会たま蘇太師老仙、呂公伯充、京師に在りて、此の事を内侍の賀公寛甫に白す。間に乗じて奏聞するに、馭もて斌を召して入観せしむ。応対は旨に称い、天顔の喜ぶこと甚だし。勅もて京兆官の籍没せる田園を賜い、新収の南口を発して長く役作に充てしむ。<sup>18</sup>

至元9年の夏、上都にあった蘇太師と呂盛はケシクにあつてクビライの側近くに仕える賀仁傑に劉斌による瀾橋架設事業の経緯を伝えた。賀仁傑は機会をとらえてこれをクビライの耳に入れ、劉斌は大ハーンへの謁見という希有な機会を得ることとなる。

この経緯については、呂盛が撰述した賀仁傑の墓誌銘「大元光祿大夫平章政事商議陝西等処行中書省事賀公墓誌銘」（以下、「賀仁傑墓誌銘」と略する）<sup>19</sup>により詳細な内容が載せられる。

時に董公文〔忠〕有りて宿衛を同にし、協力して賛襄し、善を善とし悪を悪として、必ず之れを上を達す。上甚だ信重し、善類は倚りて以て集事す。時に人物を論じ、目して董賀と為す。姦臣の奏して天下の案察を罷めんとするも、能く諫止する有る莫し。盛は時に国学生たり、先師の左丞許文正公、盛に付して章を奏して二公に属す。案察の復た立つるは、二公与に力有り。此の類いは一に非ず。秦の瀾水は湍駛にして、古今之れを病む。魯人の劉斌、智数多くして諸工に良れ、橋わたするに石を以てせんと欲し、功に即くこと八年なるも、未だ緒有らず。且つ其の成るを沮害する者有り。沁人道者の蘇可璈、其の勞を閔み、以為らく官の力に累るに非ざれば不可なりと。秦より都に赴き、以て公に属す。公の上に言するに、上は斌を召し凡そ両び廷見す。上、其の人を相、以為らく必ず為すべしと、力と人とを賜う。前後三十年にして、迄に成るに底り、秦の永利盛觀と為るは、

---

至元年間には瀾水西岸にはティベット式仏塔が存在しており、安西王府との位置関係から見ても興味深い。安西王家とティベット仏教との関係については、『隴右金石録』巻5「宝慶寺碑記」に詳しい。

<sup>18</sup> 九年壬申夏、会蘇太師老仙、呂公伯充在京師、白此事於内侍賀公寛甫、乘間奏聞、馭召斌入観。応対称旨、天顔喜甚、勅賜京兆官籍没田園、発新収南口長充役作。

<sup>19</sup> 咸陽地区文物管理委員会 1979；劉・呉 2005；余・張 2006 に拓影および録文が掲載される。咸陽地区文物管理委員会 1979 によれば、1978 年 4 月に戸県秦渡公社張良寨大隊村の北 500 メートルの地点において、賀氏の家族墓 3 基が発掘された。そこから、大量の人物・動物陶俑に加えて、2 号墓より本墓誌銘が、1 号墓より賀勝の墓誌銘である「大元故左丞相開府儀同三司上柱国贈推忠宣力保徳功臣太傅諡惠愍賀秦国公墓誌銘」が発見されている。残る 3 号墓は賀賁の墓と推定される。

公父子の力なり。<sup>20</sup>

8年の月日を経ても進展が見られなかった劉斌の灞橋架設事業に対して、沁人道者蘇可璣は官の助力を得るべく京兆より上都に赴き賀仁傑に請願を行った。クビライのケシクにあつて董文忠と並び称された賀仁傑の進言により、劉斌はクビライとの謁見を果たし、資金と労働力を下賜されるに至る。灞橋架設の立役者として賀仁傑と賀勝の父子の名が称えられる。ここに見える前後「三十年」は明らかに「駱志」の「三十寒暑」からの誤りであり、至元元年を起点として8年の月日を経た至元9年に請願がなされたとすれば、「李記」が述べる内容とも齟齬は生じない。

『元史』巻169・賀仁傑伝および上掲の「賀仁傑墓誌銘」によれば、賀仁傑、名は寛甫、祖父種徳の代に隰州より京兆鄠県に移り住む。モンゴル政権との関わりは、父の賀賁に始まる。甲寅の歳(1254)に家を建てようとして壊れた版築の土壁の中から白金3,700両(『元史』本伝では7,500両)を偶然手に入れた賀賁は、妻の鄭氏とはかつてクビライへの上納を決める。この前年、癸丑の歳(1253)に京兆を分地として与えられ、雲南・大理遠征を控えて六盤山に駐屯していたクビライに見え、拾得した3,700両のうち2,500両(『元史』本伝では5,000両)を軍費として献上した。その報奨として賀賁が求めたのは息子、仁傑の登用であり、その願いを聞き入れてクビライは賀仁傑を自らのケシクに入れた。その後は、至元17年(1280)に上都留守兼本路都総管開平府尹に任じられ、子の賀勝に座を譲るまで、通算27年間にわたりケシクにあつて常にクビライに近侍した<sup>21</sup>。

「賀仁傑墓誌銘」の記載の中でもとりわけ注目すべきは「功に即くこと八年なるも、未だ緒有らず。且つ其の成るを沮害する者有り」という一節である。至元元年に架橋を思い立った劉斌ではあるが、至元9年までの8年の間においては工事に十分な進展が見られないどころか、これを沮害する者までもが存在したというのである。ここでは直接に工事を沮害した人物の名は挙げられないが、この一節が「姦臣」による提刑按察司の廃止に対して、賀仁傑と董文忠がこれに反対しその復活に貢献したという文脈の中で語られるものであることから、工事の妨害者も「姦臣」と同一人物であったと推測できる。

提刑按察司の廃止と復活とは、至元13年(1276)にアフマドを首班とする尚書省の建言によって廃止された提刑按察司が、翌14年(1277)正月に復活されたことを指す<sup>22</sup>。御史台からは御史大夫ウズテムル(Üs-temür: 玉昔帖木兒)や御史中丞の張文謙、監察御史の姚天福らがこぞってこれに反対し、翰林院からも王磐から反対意見が出された。

<sup>20</sup> 時有董公文[忠](中)同宿衛、協力贊襄、善善惡惡、必達之上。上甚信重、善類倚以集事。時論人物目為董賀。姦臣奏罷天下案察、莫有能諫止。盛時国学生、先師左承許文正公付壺奏章属二公。案察之復立、二公与有力。此類非一。秦灞水湍駛、古今病之。魯人劉斌多智数良於諸工、欲橋以石、即功八年、未有緒。且有沮害其成者。沁人道者蘇可璣閱其勞、以為非県官力不可。自秦赴都、以属公。公言於上、上召斌凡兩廷見、上相其人、以為必可為、賜力与人。前後三十年、迄底于成、為秦永利盛觀、公父子力也。

<sup>21</sup> 賀仁傑とその子の賀勝(伯顔)、孫の賀惟一(太平)がクビライ、トゴンテムルから信任を得て、賜姓や通婚を通してモンゴルとして認知されていたことは舩田2007に詳しい。

<sup>22</sup> 『元史』巻9・世祖本紀・至元14年春正月癸卯条に「復立諸道提刑按察司」とある。

ケシクにあった賀仁傑と董文忠はこれらに呼応する形でクビライに進言を行い、提刑按察司の復活を実現させた。「姦臣」がアフマドら財務官僚であったことは明白である。

さらに、「張記」では灞橋架設への妨害について「会たま行省廢するに、嗣ぎて此に至る者詭揺するに言を以てし、其中輟するを冀う。而ども斌懈らずして益ます度」<sup>23</sup>むと記され、陝西行省の廃止に絡んで灞橋架設への妨害がなされたとされる。陝西行省の廃止に関しては、至元7年(1270)2月における尚書省の設置とこれにともなう3月の陝西五路西蜀四川行中書省から行尚書省への改称、さらに至元8年(1271)9月における陝西五路西蜀四川行尚書省の廃止と四川行尚書省の設置、京兆等路の尚書省への直属という一連の動きを指す。

これらはいずれも状況証拠に過ぎないが、劉斌の灞橋架設事業を妨害したのも行省の廃止の後に京兆を直接の指揮下に組み込んだアフマドが中心となる尚書省であったと考えられよう。これに対して、架設工事を進めるために「官」からの援助を求めて蘇可璪が都に赴き、京兆出身の呂壑が仲介役となり、ケシクにあった同じく京兆出身の賀仁傑を頼ってクビライへの謁見と援助を得ることで事業完成へと道を開くこととなったのである。尚書省によって中央政府の行政が統轄されるという状況のもとでは、規定に沿った形での上申という方法では尚書省による妨害を排除することはできない。そこで、ケシクを仲介として大ハーン・クビライに直接事情を伝えるという方法が用いられたのである<sup>24</sup>。

同様の事例を至元14年から15年にかけて起こった四川戦線における東・西川両行枢密院の対立にも見いだせる。姚燧の撰述になる賀仁傑の神道碑「光祿大夫平章政事商議陝西等処行中書省事贈恭勤竭力功臣儀同三司太保封雍国公諡忠貞賀公神道碑」(『牧庵集』卷17)によれば、至元14年冬、西川行枢密院副枢として成都にあった安西王相の李徳輝は、投降してきた南宋の合州安撫使王立を許し、いまだその帰趨を明らかにしない行四川制置使張珩の投降を促そうとした。しかし、モンケが没した因縁の地である釣魚城を陥落させることができなかった東川行枢密院は李徳輝に功を奪われることを恐れて王立を幽閉するとともに、クビライにその処刑を求め、李徳輝の越権行為を批判するに至る。すでに安西王マンガラのもとに王立の投降を報告し、その赦免を訴えていた李徳輝に対して、マンガラは四川戦線への軍中から教を發し、赦免と安撫使への任命を伝えていたにも関わらず、東川行院はマンガラの教の存在を伏せてクビライへの上奏を繰り返した。

これに対して、クビライは王立の誅殺を命じる使者を再三遣わしたが、マンガラの庇護により誅殺は押し留められた。至元15年におけるマンガラの死後、王立は京兆の獄に移され、東西川両行枢密院、安西王相府、枢密院の間であって解決の糸口は見えないままであった。四川行枢密院都事として西川行院にあった呂壑は京師に至り、師である許衡に謀った上で賀仁傑への仲介を求める。仁傑からの上奏を聞いたクビライ

<sup>23</sup> 会行省廢、嗣至此者詭揺以言、冀其中輟、而斌不懈益度。

<sup>24</sup> ケシクの越職奏事に関しては、大徳11年12月の至大改元の詔(『元典章』聖政卷1・振朝綱、『元史』卷22・武宗本紀・大徳11年12月)に「今後近侍人員、内外大小衙門、欽依已降聖旨、除所掌事外、凡選法・錢糧・刑名・造作・軍站民匠戸口一切公事、並經由中書省可否施行、毋得隔越聞奏」として禁止される事項であった。

は、枢密院官を叱責し、赦免にとどまらず、駅伝を用いて王立を京師へ至らせ安撫使への任官と金虎符の授与を命じたのである<sup>25</sup>。

この事例においても、許衡から呂塋を経て賀仁傑へとその意向が伝えられ、賀仁傑から直接クビライへと奏聞がなされて認可を得るという経過がうかがえる。呂塋（字は伯充、別名は端善<sup>26</sup>）は許衡の高弟として知られる人物であり、師の没後にはその祭文を執筆している。乙卯の歳（1255）に許衡がクビライの招きに応じ京兆提学に任じられた折りにこれに師事し、至元 8 年（1272）に許衡が国子祭酒となると、劉季偉、劉安中とともに関中より招聘され<sup>27</sup>、国子学の齋長に任じられ、12 人の高弟の 1 人として伴読の任にあたった。

また、賀仁傑の子の賀勝も幼時より許衡について学び、『宋元学案』巻 90・魯齋学案において呂塋ら蒼々たる高弟達と並んで名を連ねる人物である。「張記」においてクビライへの謁見の後、下賜された楮幣 25,500 緡の駅送が命じられた人物として、近臣伯勝の名が見える。これを賀勝の字である伯顔の誤りと考えれば、呂塋と賀仁傑をつなぐ間に同門である賀勝が介在しており、これが「賀仁傑墓誌銘」において仁傑のみならず、「父子の力なり」と称された理由となろう。同じ京兆の出身者としての地縁関係に加えて、その子賀勝が許衡のもとで学ぶ同門という人的関係によって結ばれた賀仁傑と呂塋の存在が無位無官の劉斌と大ハーン・クビライをつなぎ、瀾橋架設事業を成功へと導くこととなったのである。

### 第 3 章 京兆宣聖廟の修復

瀾橋架設事業が完成に近づきつつあった中、京兆宣聖廟の修復工事が開始される。『類編長安志』巻 10・石刻・石経条によれば、

唐の貞観四年、国子監を立つ。務本坊に在りて、国子・大学・四門・書・律など六学を領す。巢寇の入城するに、宮殿・官府は皆な灰燼と為るも、独だ国子監の石経のみ存す。天祐甲子、許公韓建、始めて石経を府城の北市に遷す。今の府学に元祐庚午の学官黎持の撰する所の「移石経記」有り。其の略に曰く「石経、開成中に鐫刻し、唐史は之れを載す。文宗の時太学石経を勒し、而して鄭覃・周墀ら九経を校定し上石し、及び覃の宰臣祭酒たるを以て石壁九経一百六十巻を進むるは、即ち今の石経なり。旧と務本坊に在り。天祐中、韓建の新城を築くに、石経もて城南に棄つ。朱梁の時に至り、劉鄩の長安を守するに、幕吏の尹玉羽なる者有りて、輦び入れんことを白す。鄩は方に岐軍の侵に備うれば、此れ急務に非ずと謂う。玉羽給りて以て賊を助けんとせば、鄩も之れを然りとし、唐の尚書省

<sup>25</sup> 姚燧「光祿大夫平章政事商議陝西等処行中書省事贈恭勤竭力功臣儀同三司太保封雍国公諡忠貞賀公神道碑」、『牧庵集』巻 17。

<sup>26</sup> 『宋元学案補遺』巻 90・魯齋学案補遺・補・文穆呂先生塋に「梓材又案、蘇滋溪為呂文穆神道碑云、呂端善字伯充、而史名塋。是有二名、即一人也」との考証がある。

<sup>27</sup> 姚燧「河南道勅農副使白公墓碣」、『牧庵集』巻 26「乃奏召旧弟子散居四方者、以故王梓自汴、韓思永、蘇郁自大名、耶律有尚自東平、孫安与凝、燧、燉自河内、劉季偉、呂端善、劉安中自秦、独公自太原、十二人者、皆駢致館下。」

に遷す。其の処は窪下なれば、立に随いて輒ち仆る。悉く輦びて文廟の北墉に置き、分ちて東西の次を為し、比して陳列す。明皇の孝経台は之れを中央に立て、顔・褚・歐・虞・徐・柳の碑分布して立つ。」正大辛卯遷徙するも、悉く以て摧仆す。庚戌に至り、省幕の王琛公奉じて起立せしむ。至元十四年、碑尽く摧倒す。天驤は孟文昌と与に西府教官に充てらるるに、灊橋の堂邑の劉斌に請いて復た立てしむ。<sup>28</sup>

とあり、至元 14 年の駱天驤と孟文昌による再建に至るまでの開成石経がたどった歴史が記される。唐大暦 10 年 (775) より 62 年間の月日を費やし開成 2 年 (837) に完成された開成石経は、黄巢の乱によって長安が灰燼に帰した際にも唯一難を逃れ、務本坊にあった国子監に残された。ただし、唐末天佑元年 (904) に朱温に迫られた昭宗が洛陽に遷都し、佑国軍節度使の韓建により長安城が縮小される中、石経の一部は新城内の北市へと移され、残る部分は遺棄された。さらに、開平 3 年 (909)、永平軍節度使劉鄩の支配下において、幕吏尹玉羽の努力によって旧尚書省の跡地に移されたが、地盤が脆弱であったためすべて倒れてしまった。これを現在の碑林の位置に移したのが、北宋元祐 2 年 (1087) の陝西転運副使呂大忠であった。その後、金末の正大 8 年、金朝の陝西駐屯軍団の関中放棄に伴って、再度ことごとく倒された石経は庚戌年 (1250) に至って王琛により再建されたという。

通時代的に西安碑林の歴史を考察した路遠の研究によれば、モンゴル時代における碑林・京兆府学および文廟の修築として、甲辰年 (1244) における文廟の修築、庚戌年における碑林の修復、中統元年前後における文廟兩廡の修築、至元初年における碑林の修復、至元 7~8 年における文廟・府学・碑林の修復、後至元 2~5 年 (1336~39) 年における文廟・府学・碑林の修復、至正 24 年 (1364) 年の文廟修復、至正 25 年 (1365) 年の文廟・府学・碑林の修復が挙げられる [路 1998]。

ただし、上掲の『類編長安志』石経条に見える至元 14 年において安西王府教授駱天驤と孟文昌が呼びかけ、劉斌に「請いて」なされた開成石経の再建についてはその数に入れられない。モンゴル時代最後の修復となった至正 25 年の経緯をつづる「大元重修宣聖廟記」<sup>29</sup>によれば、

国初辛卯の歳、乱離に城の棄てらるるも、殿宇は僅かに存す。甲辰の歳、始めて正殿を葺い、二門を起す。又た十余年して、至元十三年丙子に当り、乃ち大いに興繕を加う。其の時国運方に亨り、紀綱は始めて振う。年は豊かにして物は阜か、

<sup>28</sup> 唐貞観四年立国子監、在務本坊、領国子・大学・四門・書・律等六学。巢寇入城、宮殿官府皆為灰燼、独国子監石経存焉。天祐甲子、許公韓建始遷石経於府城北市。今府学有元祐庚午学官黎持所撰「移石経記」。其略曰「石経、開成中鐫刻、唐史載之、文宗時太学勸石経、而鄭覃・周墀等校定九経上石、及覃以宰臣祭酒進石壁九経一百六十卷、即今之石経也。旧在務本坊。天祐中、韓建築新城、石経棄于城南。至朱梁時、劉鄩守長安、有幕吏尹玉羽者、白輦人。鄩方備岐軍之侵、謂此非急務。玉羽給以助賊、鄩然之、遷于唐尚書省。其処窪下、隨立輒仆。悉輦置文廟之北墉、分為東西、次比而陳列。明皇孝経台立之中央、顔・褚・歐・虞・徐・柳之碑分布而立焉。」正大辛卯遷徙、悉以摧仆。至庚戌、省幕王琛公奉而起立。至元十四年、碑盡摧倒。天驤与孟文昌充西府教官、請灊橋堂邑劉斌而復立焉。

<sup>29</sup> 『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本彙編』第 50 冊 (各 698) および『西安碑林全集』巻 30 に拓影が載せられる。

家ごとに給し人ごとに足る。分陝の寄を膺くる者は、皆な一時の名公にして、前後武を接ぎ、経営して規度し、財を輸りて廩を発し、勸めて其の役を相る。蓋し数稔を歴て、乃ち成るに底る。時厥の後より、学を贍くるに田有り、廟を修むるに令に着き、毀たるに随い葺うに随うも、事小にして紀する無し。甲子一周して、至元復号の二年丙子に当り、復た之れを増修するは、寔に行台の群の執法の建白し倡率する所より出づ。時に四方虞い無く、関輔は全盛たり。上は宗王藩鎮より、下は庶府郡邑まで、皆な帑を発し俸を割き以て之れを賛襄す。亦た歳月を踰え、乃ち其の功を訖え、今に距るまで三十年に迫る。<sup>30</sup>

とあり、陝西行省の官員らの支持を受けて至元13年より数年間にわたって文廟は「大いに興繕を加」えられるとともに、この時より経費をまかなうべき学田が設けられ、宣聖廟の管理に関する規定が定められた。幾度となく実施された宣聖廟修復の中でも特筆すべきは、至元13年に始まる修復事業であり、劉斌が関係する至元14年の開成石経の再建もその一環としてなされたものであった。

至元13年に始まる宣聖廟および府学の修復に関しては、複数の関連碑刻が現存する。以下、各碑刻の作成および立石の関係者を挙げ、その要約を記す。

(一) 至元13年9月「大元国京兆府重修宣聖廟記」<sup>31</sup> (慶曆2年(1042)「興慶池禊宴詩」の碑陰、額題は「重修宣聖廟記」)

【関係者】前陝西四川行尚書省左右司郎中徐琰撰、昭勇大將軍京兆路総管兼府尹諸軍奥魯総領營繕使司大使趙炳立石、助刊石人山東劉彬。

【要約】総管田雄の力により金末の争乱の中で危機に瀕した京兆宣聖廟はわずかに殿宇を保ち、甲辰年(1244)には来国昌の提言を受けた征南先鋒使夾谷マングタイ(Mangqutai:忙兀歹)によって正殿が修復され二門が再建された。10年あまり後、平章政事廉希憲および参知政事商挺によって両廡の修復が図られたが、果たせぬまま両人は至元元年にそれぞれ中書平章政事、参知政事に任じられ京兆を去った。その後、廟学を館とした転運使の某によって修建がなされたものの、損壊したままの建物は雨によって木材が腐り床には水が漏れる有り様であった。これを見かねた府学教授李庭の奔走の結果、至元7年より陝西四川行尚書省平章政事サイド・ウディーンと行省僉事嚴忠範によって宣聖廟の修復が開始された。釀金された2,000緡あまりの費用を用いて、京兆総管府判寇元徳の指揮のもと大聖殿と内外二門が修築されるとともに、開成石経を立て直し、二堂および先聖七賢祠が大門内に創建された。この至元7~8年の宣聖廟修復事業を記念して本碑が立石された。

<sup>30</sup> 国初辛卯歳、乱離城棄、殿宇僅存。甲辰歳、始葺正殿、起二門。又十余年、当至元十三年丙子、乃大加興繕。其時国運方亨、紀綱始振。年豊物阜、家給人足。膺分陝之寄者、皆一時名公、前後接武、経営規度、輸材発廩、勸相其役。蓋歴数稔、乃底于成。自此厥後、贍学有田、修廟著令、随毀随葺、事小無紀。甲子一周、当至元復号之二年丙子、復増修之、寔出於行台群執法之所建白倡率、于時四方無虞、関輔全盛、上自宗王藩鎮、下而庶府郡邑、皆発帑割俸以賛襄之。亦踰歳月、乃訖其功、距今迨三十年矣。

<sup>31</sup> 『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第48冊(各5291)および『西安碑林全集』29巻に拓影がある。『金石萃編未刻稿』巻上、『統修陝西通志稿』巻161に録文がある。なお、『西安碑林全集』30巻に至正26年「大元重修宣聖廟記」の拓影として載せられるのも本碑であるが、掲載の誤りであろう。

(二) 至元 13 年 12 月 13 日「府学公拋」<sup>32</sup>（「故京兆劉処士墓碣銘」の碑陰、(三)「重立文廟諸碑記」と合刻。）

【関係者】明記なし。

【要約】京兆府学教授孟文昌が安西王相府に以下の送った呈文には、陝西等路宣撫司およびダルガチ・管民官・管匠人打捕の諸頭目、および諸軍馬使臣らに対して発せられた聖旨が引用される。これによれば毎歳の先聖の祭祀と毎月朔日の積奠を行う宣聖廟を清潔に保ち、廟宇内で使臣らが休みをとり、集まって裁きを行い、宴会を開き、廟内に無断で建物を建てたりすることを禁止し、違反者には罰則を課するよう求められた。さらに、廟内の書院において使臣らが休息をとり、酒を飲むのを防止するとともに、近辺の人びとによって廟の敷地が占拠されることを防ぐため、廟内の成徳堂・采芹堂・西院およびこれらに附属する建築物の敷地を明確化する四至の明示が求められた。この上呈を受けて、安西王相府は成徳堂など敷地の四至を明記した公拋を安西王の名義のもとで京兆路府学に対して発した。成徳堂等の規模および敷地の範囲を公示する目的で本碑が刻石された。

(三) 至元 14 年 1 月 15 日「重立文廟諸碑記」<sup>33</sup> ((二)「府学公拋」の下載。)

【関係者】王府典書京兆路府学教授孟文昌撰、府学正駱天驥書、学録徐鼎・学正董溥立石、府学生王仁刊。）

【要約】至元 7 年に立て直された開成石経以外の秦の李斯および李陽氷の小篆「秦嶧山碑」、「顔氏家廟碑」、「唐李氏遷先塋記」、「唐李氏三墳記」、晋の王羲之の行書「唐三蔵聖教序」、唐の顔真卿、柳公権、虞世南の楷書「顔氏家廟碑」、「西京千福寺多宝塔感応碑」、「大達法師玄秘塔銘」、「孔子廟堂碑」、宋の郭忠恕および僧夢英の「宋三体陰符経」、「宋十八体篆額」を再建した錦院大使任佐と提挙司案牘雷時中の善行を記念して本碑が立石された。具体的な再建の時期については明記されないが、任佐が孟文昌に碑刻再建を思い立った理由を述べ事業が開始されていることから判断して、本碑文が執筆された至元 14 年から時を隔てない時期であったと考えられる。

(四) 至元 14 年 10 月 15 日「陝西学校儒生頌徳之碑并序」<sup>34</sup>（本碑の裏には「陶然亭」の 3 字および「九鷺（鷺鷺）図」の線刻あり。額題は「皇子安西王盛徳之碑」。）

【関係者】王府典書京兆路儒学教授孟文昌撰、前司天台判府学学正駱天驥篆額、嘉議大夫前隴右河西道提刑按察使僕散祖英書。

<sup>32</sup> 『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第 48 冊（各 698）および『西安碑林全集』30 巻に拓影がある。『金石萃編未刻稿』巻上および『統修陝西通志稿』巻 159 に録文がある。年月日の前に記されるパスパ文字については、松井 2008 に「Sing-dhiy-tang-yin tula（成徳堂のために）」と解説される。また、年月日の下に原文書中における押字を示す 2 カ所の「押」字が見えるが、『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』の拓影ではわずかに細字の文字が確認できるが判読はできない。

<sup>33</sup> 『西安碑林全集』30 巻に拓影が載せられる。録文が『金石萃編未刻稿』巻上および『統修陝西通志稿』巻 161 にある。

<sup>34</sup> 『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第 48 冊（各 5285）および『西安碑林全集』30 巻に拓影がある。『金石萃編未刻稿』巻上および『統修陝西通志稿』巻 161 に録文がある。



【要約】陝西・四川・寧夏・隴西の統治が委ねられた安西王は、至元 10 年の就封より以降、賦税や徭役を減免し、公平な訴訟を行って刑罰を緩め、自然資源の利用制限を緩和し、関所の通行税や市場での商業税を免除するなど、民の安寧のために尽力してきた。加えて、儒戸への免税措置を行い、大金を叩いて図書を購入手、賢人を府学に招いて後進の育成に努めるなど、儒学の復興に多大な貢献を果たした安西王を称揚するため、府学の学生が中心となって本碑が制作された。

(五) 至元 16 年 (1279) 1 月 10 日「文廟積奠記」<sup>35</sup> (額題は「皇子安西王積奠之記」。)

【関係者】王府典書京兆路儒学教授孟文昌記、京兆路儒学教授駱天驤隸書并篆額、学正董溥・学録徐鼎。

【要約】至元 15 年 10 月、安西王の代理として代礼官の奉議大夫王府左常侍兼陝西四川中興等路提举学校事劉進善が京兆宣聖廟に派遣され香火と礼幣がもたらされた。同時に、王相の中奉大夫参知政事の商挺に官員らにそれぞれの職分に応じた儀礼を徹底させるよう命令が下った。10 日あまりの準備期間を経て、辛酉の日に齋戒がなされ、積奠のための三牲が届けられた。翌壬戌の日に京兆府のすべての官吏が参列して積奠の儀式が執り行われた。儀式が幕を下ろした後、盛典を言祝ぐ京兆の耆老・学生・士民らは、儒学を尊び儒士を重んじる安西王に対して歓喜の声を上げ、これを記念して本碑が制作された。

この内、修復事業に直接関わるのは (一) ~ (三) であるが、奇妙なことにこれら碑刻では至正 25 年「大元重修宣聖廟記」が記す至元 13 年以降の修復事業の内容には触れず、もっぱらそれ以前の修復の経緯が述べられるに止まる。ただし、(一)「大元国京兆府重修宣聖廟記」の末尾に「助刊石人」として山東劉彬の名が刻まれ、(三)「重立文廟諸碑記」において石経および歴代の名碑が再建されたことが記されるなど、『類編長安志』石経条において駱天驤が記す内容と一致する。これらを整合的に考えれば、至元 13 年に宣聖廟の修復および諸碑の再建が開始され、至元 15 年 10 月以前にその工事を終えると、これを記念して安西王が中心となり京兆府官を総動員した大々的な積奠が執り行われたという流れになろう。

この宣聖廟復興事業にいわば影の主役として関わったのが劉斌であった。従来、その役割を取り違え、石碑の刻字を担当した石匠と理解するむきもあったが<sup>36</sup>、当時、府学教授として宣聖廟修復事業に中心的な役割を果たした駱天驤と孟文昌の兩人が劉斌に「請いて」という文脈から判断して、「助刊石人」が単なる石匠を意味するとは考えにくい。クビライを始めとする多くの援助者から灞橋架設に対する資金を集め、「李記」に「荷う所の金貲百万を以て計」うと称された「灞橋の劉斌」の名はすでに京兆における有数の資産家、名望家として認知されていたはずであり、駱天驤らが劉斌に期待したのは宣聖廟修復に対する経済的援助とみて間違いない。

灞橋の架設にあたっては、京兆の諸官より資金援助を得た劉斌であったが、宣聖廟の修復と碑刻の再建に際しては、逆に劉斌からの経済的援助がなされている。京兆の復興事業は官民双方の相互協力という形をとって推進されたことが分かる。さらに、

<sup>35</sup> 『西安碑林全集』30 巻に拓影が載せられる。

<sup>36</sup> 『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第 48 冊 (各 5291) および路・張・董 1998、曾 1987。

至元 13 年に始まる宣聖廟の修復と完成後の積奠挙行において中心的役割を担ったのは、安西王マンガラと商挺ら王相府官であり、瀟橋架設、宣聖廟修復と並んで王府の建設が進められている点を見逃すことはできない。

#### 第 4 章 安西王府の建設

クビライへの謁見を通して事業に必要な資金と労働力を手にした劉斌であったが、最も重要なのは大ハーンより直接に瀟橋架設推進への認可を得たことであった。これによりアフマドラ尚書省の妨害行為はなくなり、その後の順調な工事が約束された。さらに、架橋事業を強く後押ししたのが、クビライとの謁見を果たしたその年、至元 9 年の 10 月に行われたマンガラの安西王への分封と翌年の京兆への出鎮である。

安西王マンガラは至元 10 年にチンギス以来の西北方面の押さえとして遊牧軍団が展開した六盤山から京兆に至り、滻河の西に駐営した。王相の商挺の意見を容れて、劉斌に楮幣 3,500 緡（「張記」ではこの時に賜与された額は楮幣 5,000 緡で、クビライからの賜与と合わせて 30,500 緡にのぼったとする）を賜与するとともに、瀟橋架設に従事する人夫への食料提供を行う。さらに、至元 13 年の冬には昭勇趙侯によって資金が集められ、瀟橋架設に必要な石材が提供された。昭勇趙侯とは京兆路総管兼府尹であった昭勇大將軍趙炳であり、至元 9 年の安西王府開設にともない、クビライより派遣された人物である。趙炳は宮繕使司大使の任をも兼ねており、安西王府の建設事業はすべて趙炳によって取り仕切るようクビライの詔が下されていた<sup>37</sup>。

1956～57 年に行われた発掘調査の結果、安西王府の遺址は滻水の西 2 キロにあり、周長は 2,282 メートル、東西南の三方に門址が確認され、南門が正門であることが明らかとなった〔馬 1960〕。この発掘成果に基づき松田孝一や杉山正明によって検討が加えられた〔松田 1979、杉山 1984〕。杉山氏の描く安西王府周辺の景観とは、「唐のころ、宮城の北側にあたるこの一帯は、泉池も多く、有名な大明宮のほか、西は漢の故長安城あたりから東は滻水のほとりまで、広大な苑地となっていた。この水草豊かな郊外をマンガラは冬営地に選んだのである。しかも、実際の入封に先立ち、父の京兆私領時代いらいの旧臣でマンガラにつけられた趙炳に命じて、この駐屯地の中央に小型の城（安西王府）を築いた」というものである〔杉山 1984〕。

さらに杉山氏の著書においては、フランス国立図書館に所蔵されるマルコ・ポーロ旅行記の最古・最良の写本 Fr. 1116 の該当頁（49 葉裏）の写真が掲載され、その訳出がなされる〔杉山 2004〕。安西王府の構造とその環境を考える上できわめて重要な史料であるため、繁をいとわずそのまま引用する。

〔ケンジャンフ＝京兆府の〕町の外には、マンガライ王の王宮（パレ）があり、いうにいわれぬほど美しい。それは、流れや湖水、淀み、泉のある大きな平原にある。それには、およそ五ミル〔英語のマイル〕にわたるぶ厚く高い城壁がぐるりとめぐらされており、すべて女牆（メルレ）がたくみに施されている。そして、城壁内の真中に宮殿があり、それ以上のものほどこにもないほど大きく美しい。水草豊かな唐の禁苑址に開平府（上都）の内城をモデル・プランとして、「水辺に位置

<sup>37</sup> 『元史』巻 163・趙炳伝「皇子安西王開府於秦、詔治宮室、悉聽炳裁製。」

し、あるいは内部に湖水・泉池を取り込む」という同一の形態・規模をもって安西王府が建設され、これが大都造営と連動する形でなされたものであり、安西王府と京兆府、六盤山の位置関係が太液池と中都、上都との関係に対応するものであることなど、いずれも説得力に富む見解である。氏の研究によってほぼ言い尽くされた感もある安西王府であるが、その環境があくまで「造営」によって人工的に作りあげられた点に目を向ければ、その造営のプロセスに関連して若干の史料を補う余地があり、これによりマルコ・ポーロ旅行記の描写はより具体的に裏付けられる。

まず、趙炳による安西王府の立地選定に関しては、『類編長安志』の冒頭に載せられる駱天驤の自引に興味深い記載が見える。

聖元皇子安西王、土を関中に胙わり、至元癸酉、創めて王府を建つるに、長安の勝地を選ぶ。王相兼營司大使の趙口（一字原欠）、僕の長安の旧人なるを以て、相い従いて遍く周、秦、漢、唐の故宮・廢苑・遺蹤・故蹟を訪ね、豊、鎬、阿房、未央、長樂、太極、含元、興慶、魚藻より、登歴せざる靡し。是を以て長安の事跡は、足履みて目見るの熟たり。<sup>38</sup>

至元10年に開始された安西王府の造営にあたって、立地選定のために趙炳は長年京兆にあつて古跡を訪ね歩き地理を知悉していた駱天驤を伴って、古跡・宮殿をくまなく踏査した。この駱天驤をガイドとした現地調査の結果として、東西27里、南北33里にもおよぶ広大な唐の禁苑址地が建設予定地に選択され<sup>39</sup>、「素滻の西」<sup>40</sup>、すなわち白き滻水の西側の周囲四十里の範囲に配下の遊牧騎馬軍団が展開したのである。李令福が指摘するように、時代を通じて渭水河道は北遷を続けており、唐末から現在の河道に至るまでの間にも2,600メートルも北へと移っている[李2011]。したがって、モンゴル時代の渭水南岸までの距離は『旧唐書』が示す33里よりも広がっており、その退灘地は恰好の牧地となったと考えられる。

また、発掘報告によれば、安西王府は龍首原の東の余脈上に位置するとされるが、『長安志図』巻中・図志雑説・龍首山条の細事双行注（原注）によれば、

原は含元より以東、其の地漸やく平らにして、垠堦を見ず。一日、秦冢に登りて之れを望むに、隱然として東し、直ちに滻水に際し、白鹿の諸原と映帶して南去す。又た長樂坡より下、其の岡は中断し、道は其の間より出づ。其の西は廓然として率ね塹掘多し。之れを問うに、人云えらく「安西邸を築くの時、其の土を取るなり」と。<sup>41</sup>

とあり、唐の大明宮の正殿である含元殿より東側は滻水に至るまで起伏がほとんど見

<sup>38</sup> 聖元皇子安西王胙土関中、至元癸酉創建王府、選長安之勝地、王相兼營司大使趙口、以僕長安旧人、相従遍訪周、秦、漢、唐故宮廢苑、遺蹤故蹟、自豊、鎬、阿房、未央、長樂、太極、含元、興慶、魚藻、靡不登歴、是以長安事跡、足履目見之熟。

<sup>39</sup> 『旧唐書』巻38・地理志・十道郡国・関内道条によれば、その範囲は「東西二十七里、南北三十三里、東至灊水、西連故長安城、南連京城、北枕渭水」とされる。

<sup>40</sup> 姚燧「延釐寺碑」（『国朝文類』巻22）。「素滻」の語に関しては、『文選』巻10・潘岳「西征賦」に「南有玄灊素滻、湯井温谷」とあり、李善注に「玄、素、水色也。灊滻、二水名也」とある。

<sup>41</sup> 原自含元以東、其地漸平、不見垠堦。一日、登秦冢望之、隱然而東、直際滻水、与白鹿諸原映帶南去。又自長樂坡下、其岡中断、道出其間。其西廓然率多塹掘。問之人云、安西築邸時、取其上也。

られない平坦地が広がり、これが滻水と灊水の間広がる白鹿原にそって南に伸びている。さらに興味深いのは、安西王府の南に位置する長楽坡が南北に断ち切られて道が通されるとともに、その西側の広がりには多くの掘削地があり、これらが王府建設のための採土によるものと認識されていた。後世に埋め立てられた可能性は否定できないが、発掘報告では安西王府の周囲に堀は確認されておらず、土城建設のために長楽坡の岡が切り崩されたとしても不思議ではない。とすれば、王府建設地の周囲においてはわずかな高まりさえも採土のため掘削された可能性は高く、王府はまさに広大な平原のただ中に位置していたこととなる。さらに、唐の禁苑址地には魚藻池や龍首池が点在し、渭水の退避地や滻水および灊水沿岸にも多くの池沼が存在していた。王府の立地選定にあたり、現地調査を通してこの最適地を選び出した趙炳の姿が、本田實信が言う所の「宮帳の宿営地の設定、水の配分、沙漠における井戸の管理」[本田 1991]を職とする宿営官 (Turk:yurtchi, Mong:nutuyçi) と重なり合う点も興味深い。

以上により、安西王府をとりまく環境はマルコ・ポーロ旅行記が描く状況にかなり近似することとなる。唯一足りないのはそこに「流れ」が存在しない点であろう。杉山氏が「流れ」と訳出した箇所は、氏が提示したFr. 1116 写本四九葉裏では「flunç」にあたり、ベネデット (Luigi Foscolo Benedetto) 校訂本 *Il Milione* では「fluns」とされる。flun~flumはfleuveの古形であり、アルド・リッチ (Aldo Ricci) による英訳本 *The Travels of Marco Polo* では「river(s)」、これに基づく日本語訳では「川」もしくは「河」とされる。「流れ」と「川」とはニュアンスの違い程度のものであろうが、唐の禁苑址の範囲においてこれらに相当する自然河川は存在しない<sup>42</sup>。

そこで注目すべきは、『類編長安志』巻6・泉渠・龍首渠条および巻9・勝遊・瀉水・龍首堰条の記載である。まず、龍首渠条には、

至元甲子、賽平章は復た水を引きて城中に入る。至元十年、復た五季の後に涸れし渠を開き、長楽坡より西北に流れ王城に入り、一渠は西に流れ、興慶池に灌ぎ、勝業坊を経て京城を西し、少府、銭監、都水監、青蓮堂を経て、西して熙熙台に入り、西して城壕に入る。今渠は廢れ、水復た京城に入らず。<sup>43</sup>

とあり、さらに龍首堰条に以下の記載が見える。

瀉川の馬頭壑に在り。滻水を堰ぎて龍首渠に入れ、二十里にして長楽坡上に至り、分かちて二渠と為す。一渠は北流して望春宮に至り西北して新城に入る。一渠は西流して興慶池に入り、又た西流して城壕に入る。<sup>44</sup>

龍首渠は隋大興城への水供給を目的として開皇3年(583)に開削された。城内の地下水は高い塩分含有量のため利用できず、これに代わる都市機能および日常生活を支え

<sup>42</sup> 唐代の漕渠、あるいは永安渠がこれに当たるとも考えられるが、これらも『長安志図』巻中所取「城南名勝古跡図」では、永安渠は清明渠とともに「二渠今涸」とされ、漕渠に関してはその記載すらも見られない。当時すでに水は流れていなかったと考えられる。

<sup>43</sup> 一名滻水渠。……至元甲子、賽平章復引水入城中。至元十年、復開五季後涸渠、自長楽坡西北流入王城、一渠西流、灌興慶池、經勝業坊西京城、經少府、銭監、都水監、青蓮堂、西入熙熙台、西入城壕。今渠廢、水不復入京城。

<sup>44</sup> 在瀉川馬頭壑。堰滻水入龍首渠、二十里至長楽坡上、分為二渠、一渠北流至望春宮西北入新城、一渠西流入興慶池、又西流入城壕。

るための水源が求められた。瀧川とは京兆の東南 30 里に位置する瀧水沿岸の平野であり、その中の馬頭壙において瀧水に堰を設けて取水口まで水位を上げ、龍首渠に導かれた水は大興城の東南から城内に入る。唐代にも引き続き用いられた龍首渠は、取水口より西北に流れ、長樂坡にて東線と西線の二手に分かれ、西線は通化門を通り西南に流れて興慶宮の龍池に入り、さらに西に流れて西内太極宮に至った。一方の東線は長安城宮城東壁に沿って北に流れ東苑に入り、龍首殿にて龍首池を潤し、さらに凝碧池、積翠池を通過して西北に流れ、大明宮に入り太液池に至るという経路をたどった<sup>45</sup>。

至元元年にシャムス・ウッディーンによってなされた工事の詳細は不明であるが、城中に引き入れたとのみ記されることに加えて、庚子～辛丑年（1240～41）においてすでに龍首渠の水が興慶宮に引かれていたことが確認されることから<sup>46</sup>、それは西線の補修工事であったと考えられよう。より大規模な再開発が行われるのが至元 10 年である。この時、龍首渠全線の拡張・補修工事が行われ、西線は興慶池を経て、旧外郭城内の勝業坊、さらに旧皇城内の少府、銭監、都水監の跡地を經由し、陝西行省の衙門の敷地内にあった青蓮堂<sup>47</sup>、寇準の旧邸宅址に立てられた熙熙台<sup>48</sup>を経て、西城外の城壕にまで導かれた<sup>49</sup>。この西線の流路に関しては、李令福によって復元図が作成されており、大いに参考になる [李 2004]。なお、『長安志図』巻下・諸渠・長安咸寧条に「二県も亦た溉すべきの水有るも、往往にして廢涸し、詳さに記す能わず。今其の一を知るは、咸寧県に龍首渠有り、東南のかた瀧水より分かち出で城に至るまで四十余里、以て園圃の田を溉」す<sup>50</sup>とあり、龍首渠の水は城内の生活用水としてだけでなく、城外において灌漑用水としても用いられたことが分かる。

この時、東線の新たな開削工事もなされ、長樂坡から西北に流れ、さらに北に折れて唐の望春宮を経て、「王城」、「新城」に水が導かれた。望春宮は、唐の長安京城の東北 12 里、禁苑内の高原の上にあった建造物であり、その東は瀧水の西岸に臨み、そこ

<sup>45</sup> 『[嘉靖] 陝西通志』巻 2・土地・山川・龍首渠条。

<sup>46</sup> 『類編長安志』巻 3・苑囿池台・興慶池「新説曰興慶宮、經巢寇、五代至宋湮滅尽淨、唯一池。至金国、張金紫於池北修衆樂堂、流杯亭、以為賓客遊宴之所、刻画樓船、上巳、重九、京城仕女、修禊宴燕、歲以為常。正大辛卯東遷後、遂為陸田。兵後、為瓜区、蔬圃。庚子歲、復以龍首渠水灌之、鯽魚復生。旧説有千歲魚子、信不誣矣。」また、同書巻八・辨惑・雁塔影「新説曰、龍池、兵後水涸、為民田、瓜区、蔬圃十余年。庚子、辛丑歲、始引龍首渠水灌地、許人占修酒館。至壬寅、池水泓澄、四無映帶、唯見雁塔影倒於池中、遊觀者無數、酒垆為之一空。」

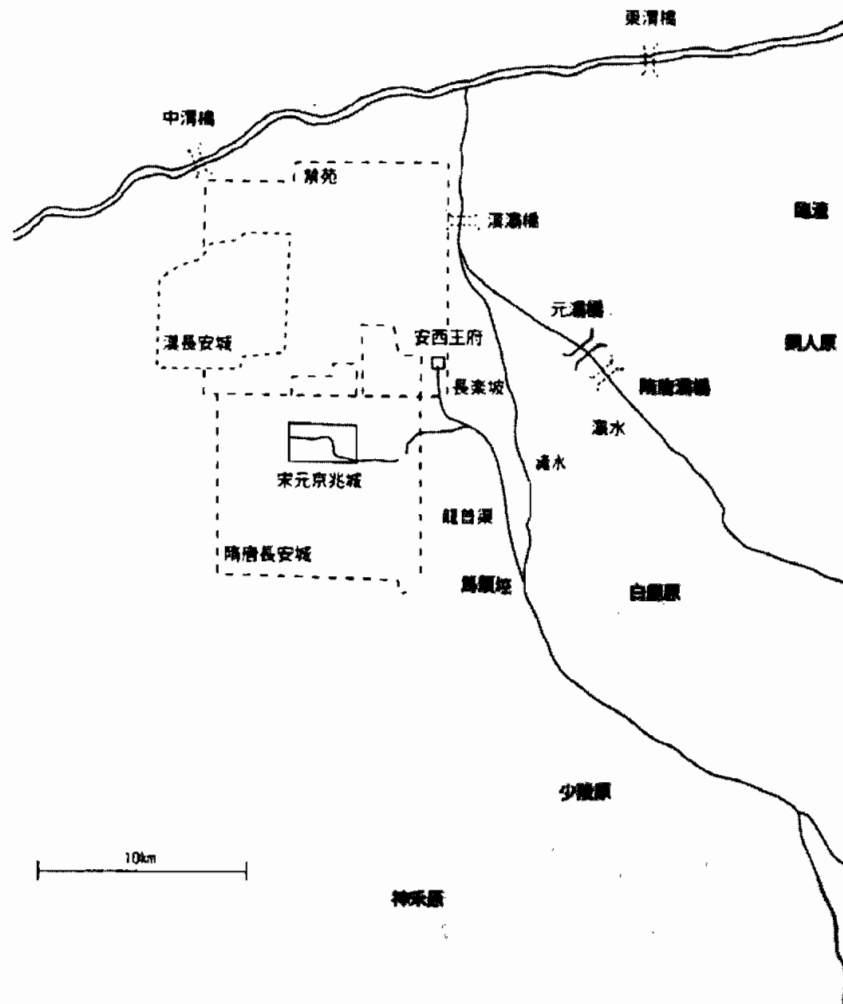
<sup>47</sup> 『類編長安志』巻 4・堂宅亭園・青蓮堂「新説曰、青蓮堂、在省衙蓮池、宋陳堯咨建、至今猶存。今為總庫。」

<sup>48</sup> 『類編長安志』巻 4・堂宅亭園・宋丞相寇萊公宅「新説曰、府城掖庭街有萊公宅、中有山池、熙熙台、後為寺、号安衆禪院、中有萊公祠堂。」

<sup>49</sup> 『雍大記』巻 11・考迹・龍首渠には、「一名瀧水渠。……有元至元甲子、陝西行省賽平章復引水入城。日久湮塞。至元十年、復開明渠在咸寧県。東漢時渠也」とあり、西城外の皂河から取水し漢長安城内を横断して東城外にて北に折れ渭水に流れ込んだ明渠の修復が元代になされたとされるが、これに言及するその他の史料は確認できない。

<sup>50</sup> 二県亦有可溉之水、往往廢涸、不能詳記。今知其一、咸寧県有龍首渠、東南自瀧水分出至城四十余里、以溉園圃之田。

には漕渠の終着点として船舶が集まった広運潭がひろがる<sup>51</sup>。位置関係から見て、黄盛璋が指摘するように「王城」が安西王府を指すことは明らかであり [黄 1982]、澧水から龍首渠によって北に導かれた水は南側より王府内へ引き入れられたのである。杉山氏が指摘するように、上都や後の大都と同様に王府内に池が造成されていた可能性は高い。さらに、唐の漕渠が望春宮の下を過ぎ、広運潭に至る経路をとることから、その中間に位置する安西王府へと導かれた水はこの旧漕渠址を通して東へと排出され、澧水へと戻されたとも考えられるが確証を得ない<sup>52</sup>。



【図2：安西王府ならびに灊橋の立地（史 1996 を基に作成）】

なお、杉山氏が開平府（上都）内城との共通点および大都造営との関連性を指摘し

<sup>51</sup> 『長安志』巻11・万年泉・望春宮「在県東十里、臨澧水西岸、在大明宮之東、東有広運潭」、『類編長安志』巻2・宮殿室庭・望春宮「長安志、望春宮、去京城東北一十二里、在唐禁苑内高原之上、東臨澧水西岸。」

<sup>52</sup> 馬 1960 では王府城壁に水門の位置を確認できず、李 2004 の復元図では王府の東面から水が引き入れられている。ただし、王府に引き込まれた水は城外へ排出する必要があり、流下する方向は澧水の位置する東側、もしくは北側と考えられることから、本稿では南面から導水したと推測する。

た城郭のうち、至元 9 年にコデン家ジビク・テムルによって造営された永昌王府（永昌幹爾塚城（皇城）遺址）に関しては、グーグル・アース衛星画像からも河川址から分岐した水路が南南西から北北東に延び、南門より城内に導かれる様子が見て取れる<sup>53</sup>。安西王府の建設が始まった至元 10 年に王府内へと水を供給する龍首渠の開削工事が実施されていることから考えて、この水路開削も王府建設プランに盛り込まれていたものであり、当初から天然の恵まれた自然環境を利用するにとどまらず、人工的な自然改変がなされている点に注目すべきである。

以上の考察により、マルコ・ポーロ旅行記が「流れや湖水、淀み、泉のある大きな平原にある」とする安西王府の立地環境が極めて的確に状況を捉えたものであり、「流れ」が自然河川ではなく水路開削によって人工的に生み出されたものであったことも明らかとなった。さらに、マルコ・ポーロ旅行記には記されないものの、周到なプランのもとになされた安西王府の立地選定とその建設にあたって、当時まさに建設中であった瀾橋との位置関係が勘案されなかったとは考えにくい。現在の隴海鉄道の路線がモンゴル時代における東西交通の大道にあたることから、安西王府は瀾橋と京兆を結ぶ東西幹線ルートの中間に位置したこととなる<sup>54</sup>。京兆を挟む東西の往来に関しては、『渠庵集』巻 10「臨潼県尹馬君去思頌」に興味深い記載が見える。

咸陽と臨潼とは、均しく東西の孔道、往来せる者の出入する所に当ると雖も、咸陽は府を去ること里四十為れば、輶伝の経る所、一飯の頃を過ぎずして輒ち去り、独だ渭渡の須臾の擾と為るのみ。乃ち臨潼の若きは、適き行く者一舎これに中り、朝廷の故に由りて、総司の使の道を東に出だす者、十に常に七八たり。且つ又た

<sup>53</sup> 西北師範大学古籍整理研究所 1992、永昌県志編纂委員会 1993、祝魏山・李徳元 2007 によれば、同城遺址は甘肅省肅南裕固族自治県皇城镇にあり、北城（大城）は東西 404 メートル、南北 400 メートル、南城（小城）は東西 338 メートル、南北 306 メートルであり、安西王府、応昌城、黒山頭古城、上都内城と比べ明らかに小型である。水路跡に関しては、2010 年 9 月に奈良女子大学相馬秀廣教授を代表とする科学研究費補助金基盤研究(A)「高解像度衛星データによる古灌漑水路・耕地跡の復元とその系譜の類型化」によって、さらに 2011 年 10 月に同氏を代表とする科学研究費補助金・基盤研究(A)海外「乾燥・半乾燥地域の遺跡立地と景観復元を目指した衛星考古地理学的研究」によって現地を訪れた際に、相馬氏から教示された情報である。現地研究機関とともにさらなる調査・研究を計画していた相馬氏は 2012 年 8 月に急逝された。氏から蒙った学恩は計り知れず、筆者の怠惰と能力不足により氏の在世中に調査成果を具体化し得なかったことが悔やみきれない。

<sup>54</sup> 安西王府の位置に関しては、礪波 2007 に図 1 として収録される「ダンヴィル『中国新地図帖』の「陝西省の諸都市」図より「西安と莊浪」(原図名は Villes de la Province de CHENSI)の西安府城(SI-NGAN-FU)の東北に小型の囲郭が描かれ、その中には「Fort」の文字が確認できる。同図は清代康熙朝において作成された『皇輿全覽図』を再現したものであるが、同時期にこの Fort に比定すべき城郭は見いだせず、位置から考えて安西王府の遺址とも考えられる。なお、ダンヴィル『中国新地図帖』の閲覧にあたっては、東北学院大学図書館所蔵の *Atlas général de la Chine, de la Tartarie chinoise, et du Tibet : pour servir aux différentes descriptions et histoires de cet empire*, Paris : Dezauche, 1735 を利用した。貴重書にもかかわらず、快く閲覧の許可を頂いた東北学院大学図書館および担当の須田充彦氏、閲覧申請に仲介の労をとって頂いた東北学院大学文学部小沼孝博氏に深甚なる謝意を表す。本東北学院大学所蔵本の該当地図には囲郭中の「Fort」の記載はない。

故唐の離宮、華清温泉の在る所にして、侯王将相、監司郡守、東よりして西し、西よりして東せる者、ここに沐浴しここに遊観す。事厳しきものすら且つ日を更め、稍や緩まば則ち信宿す。其の往くを送り来るを迎うる事、日に虚時無く、大は則ち安西邸の朝観齋戒の所と為る。<sup>55</sup>

咸陽県および臨潼県を東西の出入り口として、京兆を基点とする東西両面への盛んな往来が見られたが、特に大都・上都への道筋にあたる東方への往来が多く、京兆府路総管府からの出使にいたっては、その7~8割を占めるほどであった。さらに、臨潼県内の華清宮においてはここを通過する王侯や官員が温泉にひたり宿泊するのみならず、安西王家の朝観に際しての齋戒沐浴の場としても用いられたとされる。

この臨潼県と京兆をつなぐ要所こそが灊橋であり、劉斌によって石造の常設橋が設けられたことにより、従来にも増して盛んなヒトとモノの往来が生み出されたことは疑いない。さらに、東西のヒトとモノの流れを扼するのみならず、東面への移動に至便であり、かつ北に向かえば唐の禁苑址の草地を過ぎて渭水をわたり、夏宮の置かれた六盤山およびチャガンノールへと道が開けるといふ絶好のポイントに安西王府は建設されたこととなる。

## 第5章 資材の調達

### 第1節 木材資源と黄河水運

至元10年の安西王の出鎮と前後して、灊橋の架設、宣聖廟の修復と安西王府の建設など、いずれも膨大な資材を必要とする大型の土木工事がほぼ同時並行で進められた。いわば建設ラッシュを迎えた京兆においては、労働力や資金のみならず、石材や木材などの資材の調達が重要な課題であり、趙炳をトップとする営繕使司や採石局などがこの業務を担当したと考えられる。趙炳の名は先に見た(一)「大元国京兆府重修宣聖廟記」の立石者としても確認できる。さらに、至元13年に立石された「終南山重陽祖師仙跡記」<sup>56</sup>の末尾には「功德主昭勇大將軍京兆路総管兼府尹諸軍奥魯総領営繕使司大使趙炳、営繕司副使王海、京兆等処採石提舉謝沢、助縁龐徳林」らが挙げられるほか、至元17年(1280)「重修磻溪長春成道宮記」<sup>57</sup>にも「前京兆路採石局提控湯洪刊」<sup>58</sup>の記載が見える。採石局は営繕司の属下にあって石材調達を担当した官司であったと考えられる<sup>59</sup>。

<sup>55</sup> 咸陽之与臨潼、雖均当東西孔道、往来者之所出入、咸陽去府為里四十、輶伝所経、不過一飯之頃輒去、独渭渡為須臾之擾耳。乃若臨潼、適行者一舍之中、由朝廷故、総司使出道東者、十常七八。且又故唐離宮、華清温泉所在、侯王将相、監司郡守、東而西、西而東者、沐浴焉遊観焉。事厳且更日、稍緩則信宿。其送往迎來、日無虚時、大則為安西邸朝観齋戒之所。

<sup>56</sup> 拓影が呉1998(16頁)および『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第48冊(各2608)に載る。

<sup>57</sup> 『金石萃編未刻稿』卷上に録文がある。

<sup>58</sup> 至元17年「創建大道迎祥宮碑」(王友懷2003、91頁)にも「提控湯洪刊」の記載が見える。

<sup>59</sup> 『元史』卷90・百官志によれば、大都留守司に属する器物局の下に採石局が置かれ、「秩從七品。大使、副使各一員。掌夫匠营造内府殿宇寺觀橋榭石材之役」とされる。採石局に関しては、陳1991において大都造営に貢献した石匠楊瓊との関連から言及がある。一介の石匠ながらクビライに謁見し、大都・上都



すでに見たように、劉斌による灊橋架設事業においても、嚴忠範によって石材 800 車輛分が提供されているが、このほかにも「李記」によれば、渭水北岸の華原や終南山南麓の五攢山から石材が調達され、終南山の木材が橋梁の基礎を作るための地釘として利用されている<sup>60</sup>。さらに『類編長安志』巻7・古跡・很石条によれば、

新説に曰く、臨潼県の東の秦始皇陵の東北一里に在り。石形は亀に似て、高さは一丈八尺、周は一十五歩たり。諸人の留題有り。湛朴の詩に曰く「桀紂大いに端無く、始皇相い肩を並ぶ。很石猶お然る在り、悪名千万年たり。」十六国春秋に曰く「秦始皇の陵を修むるに、渭北の諸山より石を運ぶ。故に歌いて曰く、石を運ぶは甘泉口、渭水為めに流れず、千人唱いて、万人相い鉤す。」很石の半ばは土に埋る。至元十年、山東の劉斌斲りて灊陵の石橋を修め、用い畢る。<sup>61</sup>

とあり、臨潼県の東にある秦始皇帝陵の東北1里の地点に很石と呼ばれる巨大な石があった。始皇帝が自らの陵墓を建造するために、渭水の北から運ばせたと伝えられるその石は、形は亀に似ていて、高さは5・5メートル、その周長は23メートルにおよぶ巨大なものであり、古くより人々はこの很石の上に詩を刻みこんだ。当時、すでに半ばまでが地中に埋まる状態であったが、至元10年に劉斌によってこの很石は断ち割られ、灊橋の建設資材として用いられたのである。また、1994年に灊橋鎮柳巷村の灊水河道にて発見された唐大暦14年(779)「扶風郡王贈司徒馬府君神道碑」は、北宋元祐年間に韓縝によって灊橋の補修がなされた際に石材として利用されたものであった[杜1998]。これも京兆における石材の確保がいかに困難であったかを示す事例とも言える。

建築の基礎に用いられるような一般的な資材の調達すら困難である中、宮殿建築や碑刻の材料となる良質の資材を京兆近辺において調達することが相当困難であったことは推測に難くない。これを裏付けるのが、至元10年以降に安西王の命によってなされた各地での資材調達の事例である。まずは、木材調達に関して見ていこう。『[乾隆]保德州志』巻2・形勝・河岸筆跡によれば、

河の西崖に峻壁有り書して云えらく、皇子安王府掾史僕散翰之、怯薛丹官人和者と共に上命を奉じ、特に遣わされ大木を水運して、前みて長安に至らしむ。上は積石州の東に一地有り打羅……(欠)……と名づくるより、下は天橋子に徹くまで、訪ね……(欠)……此の二河道は水石險悪なれば、古より以来、未だ嘗て敢えて行わず。所以に諸官を部率し……(欠)……を集め……(欠)……拝祭し……(欠)……乗駕し……(欠)……此に於いて、皆な神天の護る所、我が国家洪福の致す所に頼るなり。故に此に書し以て後に示す。歳は乙亥に在り。至元十二

---

およびチャガンノール行宮の宮殿造営に加え、明清皇城の金水河橋のモデルとなった周橋(崇天門前の金水河にかかる三座の白玉橋)の架設を担当するなど、建築・工芸史上において赫赫たる功績を残した楊瓊の姿は灊橋架設の立役者である劉斌とも重なる。

<sup>60</sup> 分採華原五攢之石、伐南山之木、以為地釘。

<sup>61</sup> 新説曰、在臨潼縣東秦始皇陵東北一里。石形似龜、高一丈八尺、周一十五歩。有諸人留題。湛朴詩曰「桀紂大無端、始皇相並肩。很石猶然在、悪名千万年。」十六国春秋曰「秦始皇修陵、於渭北諸山運石、故歌曰「運石甘泉口、渭水為不流、千人唱、万人相鉤。」很石半埋於土。至元十年、山東劉斌斲而修灊陵石橋、用畢。

年六月十八日題す。<sup>62</sup>

とある。やはり本磨崖の内容を伝える民国 20 年 (1931) 『山西省各県名勝古蹟古物調査表』所収「保徳県名勝古蹟古物調査表」磨崖・天橋峽河岸石刻によれば、天橋峽の河西崖上に刻され「已残剥」とされる。天橋峽とは保徳県城の東北 18 キロ、河曲県との境に位置する全長 276・5 メートルにおよぶ峽谷である。峽谷部の河幅は上流側が 38・4 メートル、中間で 21・5 メートルに狭まり、下流側では 26 メートルに広がる。冬期から 2 月にかけて黄河が結氷し天然の橋の様に対面の府谷県とつながるため、俗に天橋と呼ばれた<sup>63</sup>。調査表においては、磨崖録文に続き以下の按語が付される。

按ずるに、元世祖の次子の莽噶拉木、安西王に封ぜらる。志に云えらく、安王は当に写刻せる時の誤脱、或いは抄録せる者の遺漏に係るべし。史に言えらく某府の長安に在る者は安西と為し、六盤に在る者は開成と為し、皆な宮邸を為るを聴す。此れ木を運びて長安に至ると言うは、蓋し以て府邸を営むなり。<sup>64</sup>

ここに指摘されるように、磨崖中の「安王」は安西王の誤りであり、安西王府の建設のために木材が黄河の水運を利用して京兆に運ばれたことが分かる。この時、派遣されたのは、安西王府掾史の僕散翰之とケシクテンのホージャ (Qoja: 和者) の兩名である。上掲録文および「保徳県名勝古蹟古物調査表」ともに僕散翰之とするが、正しくは『牧庵集』巻 25 「南京兵馬使贈正議大夫上軽車都尉陳留郡侯布色君神道碑」に王府郎中、開成路同知を勤めたとされる僕散翰文であろう。その父は金朝滅亡後に南京警巡使、南京兵馬使となった僕散長徳、祖父と曾祖父は金の章宗朝、世宗朝の名将、僕散揆、僕散忠義であり、金の太祖に嫁して睿宗を産んだ宣献皇后や世宗に嫁ぎ漢王ウグナイ (Ugunai: 烏故乃) を産んだ元妃を輩出した女真の名門、上京拔魯古河の僕散氏の出である。

磨崖録文には欠損が多く全体を通じた理解は難しいが、おおよそのところは安西王によって派遣された僕散翰文とホージャが黄河上流部の積石州の東より保徳州天橋子までの間の黄河水運の現地調査を行った。文中の「此二河道」の意は解し難いが、諸官を集めて祭祀を行った地点とは、漢の君子津の名でも知られる大纏口渡から河津龍門に至る間における黄河峽谷中の難所であり<sup>65</sup>、本磨崖が刻された天橋峽であることは間違いない。この天橋峽の險阻さは、清代においても米を積んだ船がここにさしかかると、峽谷の上流側で一端、荷を下ろして人夫がこれを陸送し、空の船が峽谷を流

<sup>62</sup> 河西崖有峻壁書云、皇子安王府掾史僕散翰之与怯薛丹官人和者同奉命、特遣水運大木、前至長安。上自積石州東有一地名打羅……(欠)……下徹天橋子訪……(欠)……此二河道水石險惡(「調査表」録文には「惡險」につくる)、自古以來未嘗敢行。所以部(「調査表」録文には「備」につくる)率諸官集……(欠)……拝祭……(欠)……乘駕……(欠)……(「調査表」録文にはこの間の欠文の明示がない)於此、皆頼神天(「調査表」録文には「天神」につくる)所護我國家洪福之所致也。故書於此以示後。歲在乙亥、至元十二年六月十八日題。なお、『府谷県郷土志』巻 3・古蹟・河岸筆跡条にも天橋山の河岸にあるとして録文を載せるが誤りが多い。

<sup>63</sup> 『〔乾隆〕保徳州志』巻 1・因革・天橋および同書巻 2・形勝・天橋峽。

<sup>64</sup> 按元世祖次子莽噶拉木封安西王。志云、安王当係写刻時誤脱、或抄録者之遺漏也。史言某府在長安者為安西、在六盤者為開成、皆聽為宮邸。此言運木至長安、蓋以嘗府邸也。

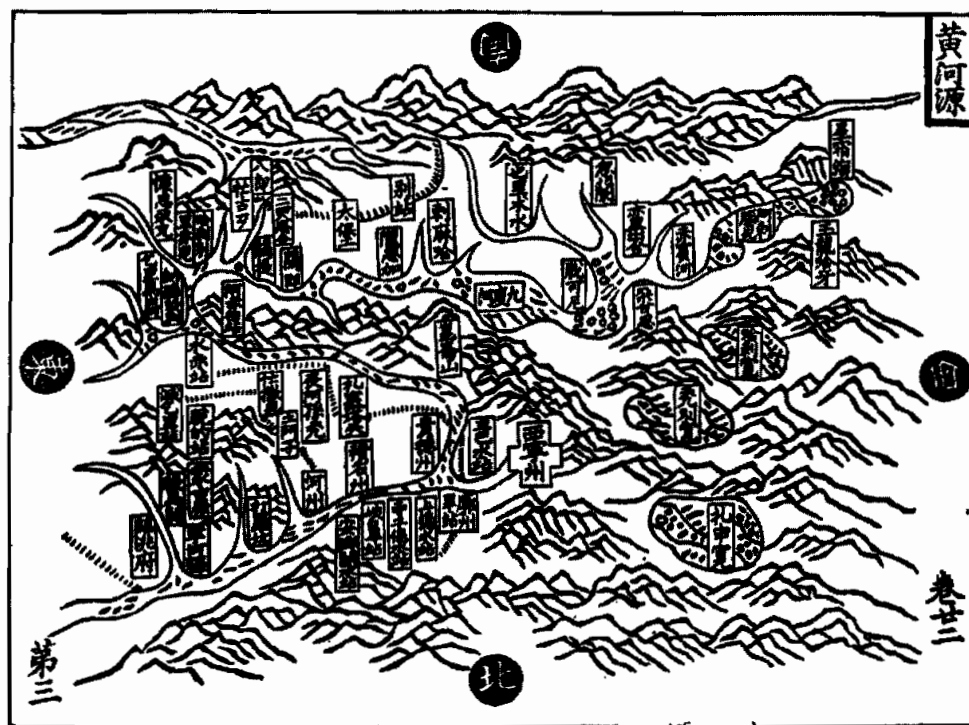
<sup>65</sup> 『〔乾隆〕府谷県志』巻 2・山川。

れ下るという方法が用いられるほどであった〔和田 1922〕。したがって、これまで険阻な地形によって水運を行うことができなかつたとされるのは、この天橋峡より下流の水運を指すものであり、至元 12 年における木材水運の最大のポイントはまさにこの天橋峡を越えることにあった。

また、黄河上流部の積石州の東にあるとされる「打羅…」に関しては、『南村輟耕録』巻 22・黄河源に、

又た四、五日の程にして、積石州に至る、即ち禹貢の積石なり。五日の程にして、河州の安郷関に至り、一日の程にして、打羅坑に至り、東北に行き一日の程にして、洮河の水、南より来りて河に入る。又た一日の程にして、蘭州に至る。其れ下りて北ト渡を過ぎ、鳴沙州に至り、応吉里州を過ぎ、正東に行き、寧夏府に至る。南東に行かば、即ち東勝州なり、西京大同路の地面に隸す。発源より漢地に至るまで、南北の澗溪、細流して傍貫するは、紀極を知る莫し。山は皆な草山、石山にして、積石に至りて、方めて林木は暢茂す。<sup>66</sup>

として、積石州と河州の中間に位置し、黄河が東北に屈曲する打羅坑を指すことが分かる。ここで僕散翰文とホージャの調査が黄河上流の積石州打羅坑にまで至るものであったのは、積石州周辺において良質の木材資源が豊富であったからに他ならない。



【図 3：黄河源図（『南村輟耕録』巻 22 より）】

これに関しては、『永楽大典』巻 19417 所引の『経世大典』站赤に以下の記載が見える。

<sup>66</sup> 又四五日程、至積石州、即禹貢積石。五日程、至河州安郷関、一日程、至打羅坑、東北行一日程、洮河水南来入河。又一日程、至蘭州。其下過北ト渡、至鳴沙州、過応吉里州、正東行、至寧夏府。南東行、即東勝州、隸西京大同路地面。自発源至漢地、南北澗溪、細流傍貫、莫知紀極。山皆草山、石山、至積石、方林木暢茂。

(至元四年)五月二十一日、中書省の抛けたる西夏中興等処宣撫司の呈に、東勝に合せて三站を立て、本路に合せて七站を立つるに、権に従いて東勝の見在の船二十一艘を以て各站到散給し行用するを除くの外、未だ造らざる船三十艘は、擬すらくは已に伐り到れる大通山の木植を用いんことを。其の余の物料の計えて価の鈔四十余定に該る及び工匠の糧食は、轉運司をして応辦せしむるべきやいなや。又た忙古鯨の回称すらく、只打忽等処に旧と船三十六艘有らば、合に修整せしむべし。<sup>67</sup>

大通山とは祁連山脈の東に連なる西寧州境内の山並みであり、大通河と青海湖の分水嶺をなしている。すでに至元4年の時点において、大通山から木材が切り出され、黄河水運を利用して漕運に供されており、同じ水運ルートを用いて大通山および積石州周辺から京兆への木材供給がはかられたこととなる。

郭守敬によって開発された黄河漕運は東勝州まで水路を用いた後、陸路によって大同に至り、そこから大都へと続くものであった。これに対して、安西王府の建設に用いられる木材は、東勝州からさらに黄河を下り、晋陝峡谷を通過して京兆へと達する必要があった。姚燧「延慶寺碑」(『国朝文類』卷22)が記す「其の時、河の外秦固の内地を撻ぎ<sup>68</sup>、教令を之れ隴に涼に蜀に羌に加う。……(中略)……自余の商賈の租、農畝の賦、山沢の産、塩鉄の利は、王府に入らずして悉く邸自から有<sup>69</sup>すの言葉の通り、黄河上流域の木材資源は安西王邸が裁量可能な権益に含まれるものであり、これを黄河の水運を利用して、歴代王朝がなしえなかった晋陝峡谷をも越えて京兆へと輸送するという大規模なプロジェクトが実行に移されたのである。

さらに、当該磨崖が刻字された時期も重要である。至元12年6月18日までに僕散翰之とホージャが積石州から保徳天橋子に至るまでの黄河水運の現地調査を終えるためには、黄河の結氷時期なども考慮すると、遅くとも同年の春には調査を開始したはずであり、計画自体は至元10年、もしくは11年には作成されていたこととなろう。黄河上流部における木材資源の調達と黄河水運の利用というアイデアは、安西王府の

<sup>67</sup> (至元四年)五月二十一日、中書省抛西夏中興等処宣撫司呈、東勝合立三站、本路合立七站、除從權以東勝見在船二十一艘、散給各站行用外、未造船三十艘、擬用已伐到大通山木植。其余物料計該鈔四十余定及工匠糧食、合無令轉運司應辦。又忙古鯨回称、只打忽等処旧有船三十六艘、合令修整。

<sup>68</sup> 「撻河之外秦固内地」の8字については、姚燧「興元行省夾谷公神道碑」(『国朝文類』卷62)の銘に「維興早特、童子植植、既失定襄、荷其爰斯、与老戎行、右頡左頡、于河之外、于関之内」とあり、夾谷龍古帯の活躍の舞台が関中および漢中であったことを考えると、同じく河の外は黄河以西、秦固は「固」を「関」の意にとらえて関中の地を指すと考えられる。また、『牧庵集』では四部叢刊本および北京図書館所蔵清抄本ともに「撻」を「撻」につくるが、管見の限り、撻河をモンゴル高原のエルグネ川に比定する以外にその他の用例を見ない。同じく姚燧の撰になる「金同知沁南軍節度使事楊公伝」(『国朝文類』卷六九)に金の宣宗が中都を放棄して南京(開封)に遷都した後の状況として、「撻河之北、縣地数千里、信敵収蒐、其中不敢認寸尺為己旧時則有」の語が見え、黄河を境として河北の地を放棄せんとする意味となることから、ここでも黄河を境としてその外側と解する。なお、「河の外」とは、広い意味では大都(もしくは)上都から見た黄河の向こうであるが、具体的に意味するところは黄河の右岸である。

<sup>69</sup> 其時、撻河之外秦固内地、教令之加于隴于涼于蜀于羌……(中略)……自余商賈之租、農畝之賦、山沢之産、塩鉄之利、不入王府、悉邸自有。

建設および京兆復興事業に不可欠な要素として、その事業のうちに繰り込まれていたと考えざるを得ない。

## 第2節 石材資源と道路建設

僕散翰文とホージャが木材資源の調達に派遣されたのとほぼ時を同じくして、安西王府の命を受けて河東の地に「山沢の産」を求めたのが、平陽路総管府判官の任にあった王暉である。「西山経行記」(『秋澗先生大全文集』巻37)によれば、

至元乙亥(12年)の秋七月、藩府の檄を被り、来り伴せる盧君と偕に文石を晋に採る。丙申(27日)、襄陵に如き厥の事を董治し、許氏の東堂に館す。八月庚子(2日)、西梁に次り、質明、祭を黄崖山の下に致し、遂に工に命じて役に即かしめ、榻を普照僧舎に借る。凡そ再宿するに、義成石を以て言を為す者有り。壬寅(4日)、馬北首し、山に旁りて行き、臨汾の界に入り、侯氏・四水等の峪を過ぐ。山尾を逾え、王莊峪を得。峪口は敞豁にして夷衍たり、北は白陵砦の脚に連なる。既夕、龍子祠の南の晋掌里に宿る。癸卯(5日)、井峪を下り、麻柵澗を渡り、獅子鼻より山に登り、石門を越えれば、是れ姑射峪為り。……(中略)……甲辰(6日)、鄭峪より義成に入り、澗槽に分循して西行し、嶮狭を徑らば、草木蒙茂たり。步履は錯迕として、水磴を過ぎ、折れて東北し磴嶺に上る。石の在る所を視るに、石陸は砌覆たりて、隠山の半腹を圧す。玄質白章、又た其の色を絳すること雲然の若き者有り、尤も秀潤にして奇特たり。<sup>70</sup>

とあり、藩府の檄、すなわち安西王府の命を受けた王暉は、盧某とともに平陽府を出立して襄陵県の西北部に位置する黄崖山に赴いた。その目的は「文石」の採取にあり、黄崖山において祭祀を執り行った後、工人を動員して採取に当たらせた。この祭祀において読み上げられたのが、『秋澗先生大全文集』巻63に収録される「祭黄崖山神文」<sup>71</sup>である。また、『秋澗先生大全文集』巻7・七言古詩に「黄崖行」と題する詩が収められる<sup>72</sup>。そこに詠われる「青章紫質にして呈潤を含」む石材こそ、王暉が求めた文石

<sup>70</sup> 至元乙亥秋七月、被藩府檄、偕来伴盧君採文石於晋。丙申、如襄陵董治厥事、館許氏東堂。八月庚子、次西梁、質明、致祭黄崖山下、遂命工即役、借榻普照僧舎、凡再宿。有以義成石為言者。壬寅、馬北首、旁山行、入臨汾界、過侯氏・四水等峪。逾山尾、得王莊峪。峪口敞豁夷衍、北連白陵砦脚。既夕、宿龍子祠南晋掌里。癸卯、下井峪、渡麻柵澗、自獅子鼻登山、越石門、是為姑射峪。……(中略)……甲辰、由鄭峪入義成、分循澗槽西行、徑嶮狭、草木蒙茂、步履錯迕、過水磴、折而東北上磴嶺。視石之所在、石陸砌覆、壓隠山之半腹。玄質白章、又有絳其色若雲然者、尤秀潤奇特。

<sup>71</sup> 節彼南山、奠安一方。爰産奇石、紫質青章。王宮繕興、爾焉來嘗。伐而材之、不無震驚。用是昭告、惟神降寧。庶憑默佑、迄用有成。尚享。

<sup>72</sup> 黄崖峪深能幾許、殆似赭余無足數。寧知奇石産山腰、一脈砌如綵綬組。青章紫質含呈潤、錦巖爛斑驚製縷。楚雖有材為晋用、山節星馳來歴覩。簡書專摘正官臨、敢惜筋骸嘗險阻。褰裳上下谿谷間、石角鈎衣互撐拄。是時秋暑八月交、背汗浹流氣烟吐。班荆坐憩還自笑、汝是愛山王判府。守官四載愧無功、今次於公竭肱股。役夫分功日有程、荷鍾持錢編什伍。摧堅抉礙先墓脚、不假鞭驅矜智取。風埃蔽壑散雲烟、巨石碎崖轟戰鼓。不遑蠟屐阮孚遊、真作伐山靈運舉。老翁炷香適何來、再拜向山親呪詛。溟滓纔分有此山、其在晋邦群玉圃。山壺萃秀不自衒、埋没荒山幾風雨。材為世用出有時、一旦承恩藉君武。漢家制度

であり、安西王が王宮建設の用材として調達を求めたものであった。詩中に詠われる漢代の事跡が、後漢の中平 2 年 (185) に火災によって焼失した南宮の修復のために、張讓や趙忠ら十常侍が太原、河東、隴西の諸郡から木材と文石を長安に運ばせたことを指すように<sup>73</sup>、襄陵が位置する河東の地に産出する文石は古来より著名な建設資材であった。

『南村輟耕録』巻 22・宮闕制度によれば、大都皇城の大内の正殿である大明宮のほか多くの宮殿の敷石として文石が用いられており、安西王府の宮殿の建築資材にも黄崖山などにて採取された筋目模様の入った青大理石である文石が用いられたのである。さらに、この石材は石碑の用材としても用いられた可能性が高い。すでに前章で見たように、碑林に現存する至元年間の碑刻の多くが、既存の碑刻の裏面を用いて刻字されている。これは当時、石碑の用材が不足していたことを示唆しており、碑林に限らず、重陽万寿宮や樓觀台に林立するモンゴル時代の巨大な碑刻の用材としてこの河東の青大理石が用いられたと推測される。

黄崖山での採石を終えた後、王暉と盧某は西山に沿って北上し臨汾西部の姑射山に分け入る。この度の姑射山行きは、黄崖山での採石の際に聞き得た義成石を求めてのものであった。王暉は鄭峪より義成を経て、碓嶺の上に至り、山肌を覆うほどの大量の「玄質白章」の石材を目にする。さらに、8 月 7 日に姑射山より平陽府に帰った王暉は同月 29 日には沁水県へと向かい<sup>74</sup>、県尹の李汝翼とともに県城の南 20 里の鹿台山<sup>75</sup>において文石の採取を行った<sup>76</sup>。この文石を京兆へ運ぶため鹿台山の西南から絳県、もしくは翼城県へと至る道路が建設されている。

石材の調達と搬出のために山中からの道路を建設した事例が『秋澗先生大全文集』巻 37 に収録される「平陽府臨汾県姑射山新道記」にも見えるが、撰文の時期が明記されない。これに関連して、王暉の子の王公孺による神道碑「大元故翰林学士中奉大夫知制誥同修国史贈学士承旨資善大夫追封太原郡公諡文定王公神道碑銘并序」(『秋澗先生大全文集』附録)に「藩府、姑射山の文石を採るに、夫匠の力を藉り、山蹊を闢き坦途を為す者六十里、西山の伏利は、之れに由りて出づ。土人は石に刻みて其の事を紀

---

陋羸秦、大起明堂朝海寓。堂堂天策干維城、建国分茆開雍上。正須壯麗稱王宮、不爾何能為万舞。我今問翁汝何為、扶杖丁寧前致語。翁云匠業居此山、薄伎伝家自吾祖。我雖垂老喜見此、側陋明揚遇時主。夕陽欲下山更好、疊巘攢峰争媚妩。人為物蠢固窟然、石兮石兮今玉汝。

<sup>73</sup> 『後漢書』宦者列伝第 68・張讓・趙忠「明年、南宮災。讓、忠等説帝令斂天下田畝税十錢、以修宮室。発太原、河東、狄道諸郡材木及文石、毎州郡部送至京師、黄門常侍輒令譴呵不中者、因強折賤買、十分雇一、因復貨之於宦官、復不為即受、材木遂至腐積、宮室連年不成。」

<sup>74</sup> 『秋澗先生大全文集』巻 2・五言古詩・過鹿台西崦「乙亥八月二十九日、偕沁水県尹李君飛卿际治道馬上作」、[[康熙]沁水県志]巻 5・官師志・県令・元「李汝翼、字飛卿、光州監生、至元間任沁水県令。」

<sup>75</sup> 『[雍正]山西通志』巻 23・山川・沁水県鹿台山条によれば、同山中には「文石岡」という場所が存在する。

<sup>76</sup> 『秋澗先生大全文集』巻 2・五言古詩・過鹿台山「在沢州沁水県南二十里。時被安西王命伐石於此。」また、同書巻 62・為虎害移沢州山靈文に「大元国至元十二年九月日、承直郎平陽路総管府判官王暉、近被藩府檄、伐石東鄙、有以虎害言者、謹移文以告」として、この度の文石採取の折りに執筆されたものであることが分かる。ただし、沁水県の東の沢州にまで王暉が赴いたかは不明である。

す<sup>77</sup>とある。これに続いて、至元13年に陳祐とともに河南五路の儒士の考試のため開封に赴き、翌14年には翰林待制として平陽を離れたことが記される。くわえて、「姑射山の進道成り、張仲明に和して韻す」(『秋澗先生大全文集』巻16・七言律詩)の前文に「姑射の北僊洞、予既に新道を為り石を立て、且つ諸君子に会す。明日大雪たり」<sup>78</sup>とあることから、沁水県鹿台山における文石採取と道路整備に着手した後、同年至元12年の冬に姑射山の道路建設が行われたと考えられる。

刻字立石されたとする「平陽府臨汾県姑射山新道記」であるが、後世において本碑は地方志や金石書に収録されることはなかった。2010年3月6日、筆者が松田善之氏とともに姑射山の碑刻調査に訪れた際、姑射山北仙洞の王母樓の脇に立つ至元16年5月5日立石の「重修姑射山王母洞記」<sup>79</sup>の傍らに残碑が横たわるのに気づいた。わずかに残る文面には「安西王」や「国家」の文字が一字抬頭される。「平陽府臨汾県姑射山新道記」との照合を行ったところ、残存箇所はほぼ完全に一致し、これが「平陽府臨汾県姑射山新道記」の残碑であることが判明した。

これによれば、安西王の京兆への出鎮とこれに伴う王府建設のために、使者が姑射山に派遣され石材の調達が命じられた。これは、同年夏に同地を訪れ大量の義成石の存在を確認していた王惲自身の報告に基づくものと考えられる。この時、平陽府の西25キロに位置する東陶および西陶までの車道が新たに整備された。工事は500人の役夫を投入して15,000工の工事量<sup>80</sup>が18日間で行われ、全長27キロに及ぶ新道が完成した。義成石と呼ばれた「玄質白章」の文石は西陶・東陶の西に産出するものであり、その途中の鄭封峪・上砦の地は石炭を最も多く産出し、宋代には晋州鉄務が置かれた交通の要所でもある。また、東陶、西陶も良質の石炭が集まる場所であったが、これまで地形が険阻でその利を活かすことができなかった。今回の工事により、東陶、西陶の地から姑射山仙洞溝の北仙洞、南仙洞を經由し、參峪に出て平陽府に至る道路が整備され、途中には運搬用の車がすれ違えることができるように6カ所の避車場が設けられた。

さらに、東陶から馬鞍嶺口に至る間は、谷筋を東行する北道といった南下して東に向かう南道の両道が設けられ、谷筋を走る北道が出水のために利用できない場合の備えとした。険しい道は平らにし、狭い道は広げ、火薬を用いて大石を割るなど、資材運搬のための車が通行可能な道路工事がなされた。これにより、西山に眠っていた「山沢無窮の利」が活用され、安西王府の建設に利用されるとともに、民を大いに裨益するものとなったのである。この事業を記念して、新道が經由する北仙洞の王母洞に「平陽府臨汾県姑射山新道記」が立石されたのである。

<sup>77</sup> 藩府採姑射山文石、藉夫匠力、關山蹊為坦途者六十里、西山伏利、由之而出。土人刻石紀其事。

<sup>78</sup> 姑射北僊洞、予既為新道立石、且会諸君子。明日大雪。

<sup>79</sup> 王天然(主編)2011(40~41頁)に拓影と録文を載せる。刻字立石に関して「姑山逸人柴慶撰、平水霍慧書、晋谿李道古題額、本洞口衆等立石、平水徐順鑄」とある。また、首行に「國師掌教大宗師洞明真人祚法旨」、末行に「宣授嘉議大夫平陽路総管兼府尹本路諸軍輿路総管都功德主完顔迪」とあり。題額は存在しない。

<sup>80</sup> 『涇渠図説』に見える「每方一尺為一工」を基準とすると、15,000工はおおよそ405立方メートルの土を動かす量となる。

河東での石材の調達に関しては、数多くの詳細な記録を残したことで知られる王暉が郵伝を担当する平陽府判官<sup>81</sup>であったが幸いして、その具体的な状況が明らかとなったが、その他各地でも同様の行為がなされたと考えられる<sup>82</sup>。姑射山における文石採取の事例に見えるように、石材に限定されることなく、「山沢之産」に含まれる石炭などの資源の採掘・利用にも安西王の権限が及んだのであり、これらの資材を用いて安西王府の建設および京兆の復興事業が推進された。

黄河水運を用いて黄河上流域から木材が調達され、道路建設によって河東の各地から文石が調達されたのが、同じ至元12年であったことは決して偶然の一致ではない。すでに木材調達の事例において述べたように、資材の調達と運搬ルートの整備という両事業は、安西王の京兆出鎮の当初より綿密に計画されたものであったことは間違いない。河東の文石は蒲津で黄河をわたり、東渭橋で渭水を越えて灞橋・安西王府・京兆へとそれぞれもたらされたことであろう。また、黄河を用いて運ばれた木材も、壺口瀑布の名で知られた山西吉州以南への水運は望むべくもなく、ここよりは陸揚げして京兆に運ばれたと考えられる。やはり河東からの文石搬送と同じ陸運のルートが採られたと考えられる。

こうした資材運搬に不可欠な車輛の建造こそが劉斌の主たる生業であり、車輛建造のみならず、これを用いた運送業が劉斌の事業を支える経済的基盤となったのであろう。安西王国の統治下における交通・物流の活性化は劉斌の事業展開にとっても極めて重要な前提条件であり、その前提として自身の名を広め、京兆の官員、富家および宗教者との人的ネットワークを構築するための先行投資として灞橋架設が開始されたとみるのはうがちすぎであろうか。

## 第6章 「張記」の背景

これまでの考察結果から、安西王府の建設や京兆宣聖廟の復興などの諸事業が安西王国建国当初から周到に計画されたものであり、これを支える物的資源の確保およびその調達を目的として、王国の統治下各地において水運・交通の整備がなされていた

---

<sup>81</sup> 王暉「登雀樓記」（『秋澗先生大全文集』巻36）に「且判府職、固廳幕而開掌有顯務。国制判官典郵伝、季得乘駟、檢効稍緩」とあり、府判官の職責に郵伝が含まれることが、文石調達および道路建設に王暉が関与する根拠となったと考えられる。ただし、「延釐寺碑」に記されるように、安西王の権益が及ぶ範囲はあくまで黄河の右岸であったことを考えれば、黄河以東の河東の地において物資の調達がなしえた理由を見いだすことができない。同じく河東の地にある塩池からの収益を安西王が手にしていたことはすでに松田1979において述べられるところであるが、現段階では「山沢之産」の調達を可能とした根拠については不明とせざるをえない。

<sup>82</sup> シャバンヌ (E. Chavannes)、ポッペ (N. Poppe)、リゲティ (L. Ligeti)、亦鄰真、照那斯図といった錚々たる金石学・モンゴル学の泰斗がこぞって取り上げた、現存する最古のバスバ字モンゴル碑たる龍門禹王廟の安西王マンガラの令旨は、平陽府の堯廟・后土廟・禹王廟の住持であった姜善信、董若冲らに宛てて鼠年（至元13、1276）正月26日に発せられたものであり、河東地域における資源の調達と交通・物流インフラの整備といった一連の施策に連動するものと考えられる。同碑に関する研究成果については、Tumurtogoo 2010を参照。



ことが明らかとなった。さらには、劉斌の自発的意志に基づくとされる灞橋架設も実質的な着工は、マンガラの安西王就封と時を同じくするものであり、安西王国におけるインフラの整備という大背景のもとに推進された事業であったとみなしうる。

言うまでもなく、灞橋架設事業において発案者であり実際の工事においても中心となった劉斌の功績は抜きんでたものである。しかしながら、一介の庶人の功績がかくも盛大に顕彰されたことには若干の違和感を覚える。特に、灞橋完成の後、李庭によって「創建石橋記」が撰述され、勅建碑として立石されたにもかかわらず<sup>83</sup>、再度張養浩によって「安西府咸寧県創建灞橋記」が執筆されたのは、いかなる理由に基づくものであろうか。この問題を解く鍵は「張記」執筆の時期にある。これに関しては、すでに李之勤の考証によって武宗カイシャンの至大2年から4年正月の間に執筆されたものであることが明らかにされている [李 1994B]。ただし、当時の政治状況を考慮すれば、撰述の時期をさらに絞りこむことが可能となり、さらには撰述の目的をも明らかにすることができる。そこで繁をいとわず改めてこの問題を考えていきたい。

まずは、「張記」が執筆されるに至った経緯について、以下の記載が見える。

後に功を訖うるに、斌は京師に報じ、且つ近侍に言を為す。「安西始め潜邸に割隸するは、実に聖上の疇昔九旒の経る所の地にして、前代の天下を有つ者、周の若き、秦の若き、漢唐の如きは、皆な嘗てここに都す。地は腴えて戸は羨ふるること、他郡の比に非ず。橋は必ずこれを称して宜しきと為す。今幸いに告成するは、国家の力に繫る。斌、何をか有らんや。乞うらくはこれを石に文し、以て悠久に詔せんことを」と。近侍の以聞するに、上曰く「此れ斌の功なり」と。乃ち尚書省に勅し翰林国史院に下して辞を為さしむるに、臣某、忝なくも執筆に当る。<sup>84</sup>

灞橋完成の後、近侍（賀仁傑か？）を通して報告がなされたことをうけて、尚書省に勅が下り、翰林国史院に記文の撰述が命じられ、張養浩がこれを担当したという流れとなる。素直にこの記載を読めば、灞橋が完成した至元15年、もしくは数年内に劉斌からの竣工の報告があり、時の大ハーン・クビライによって記文撰述の勅が下されたとなろう。但し、『張文忠公文集』（元統3年序刊本）の附録に収められる張起巖奉勅撰の「大元勅賜故西台御史中丞贈摠誠宣惠功臣榮祿大夫陝西等処行中書省平章政事柱国追封濱国公諡文忠張公神道碑銘」<sup>85</sup>によれば、張養浩の初出仕は太傅魯国康里文貞公が平章であった時にその才が見いだされ、礼部令史に辟招された時とする。カンクリのブクム（Buqum：不忽木）が中書平章政事であったのは至元28年（1291）から陝西行省平章政事に任じられる至元31年（1293）までの間である<sup>86</sup>。したがって、至元15

<sup>83</sup> 「駱志」に「名達宸聰、親承顧問、寵賜優渥、勅建豊碑」とあり、『類編長安志』の出版時期（大徳2年、1298）から考えて、これが「李記」の立石を指すことは明らかである。

<sup>84</sup> 後訖功、斌報京師、且為近侍言「安西始割隸潜邸、実聖上疇昔九旒所経之地、前代有天下者、若周、若秦、若漢唐、皆嘗都焉。地腴戸羨、非他郡比。橋必称是為宜。今幸告成、繫国家之力、斌何有焉。乞文諸石以詔悠久。」近侍以聞、上曰「此斌功也。」乃勅尚書省下翰林国史院為辞。臣某忝当執筆。

<sup>85</sup> 張 2009 によれば、同碑は済南市水屯の張養浩墓に現存する。また、同墓域内には黄潛撰の祠堂碑「故陝西諸道行御史台御史中丞贈摠誠宣惠功臣榮祿大夫陝西等処行中書省平章政事柱国追封濱国公諡文忠張公祠堂碑」も残る。

<sup>86</sup> 『国朝名臣事略』卷4・平章魯国文貞公。

年頃には、翰林院官はおろかいまだ出仕以前の段階となり、クビライの命を受けて記文を執筆するような状況にはありえない。

さらに、勅が発せられた尚書省に関しても矛盾が存在する。尚書省が設置された時期は、至元7～9年、至元24～28年、至大2～4年の3回である。これに対して、張養浩の翰林官在任時期は、翰林待制に任じられた至大年間と翰林直学士に任じられた皇慶年間の2度であり、尚書省の設置と張養浩の翰林院官在任という二つの条件をともに満たす時期は、至大2年から4年の間に限定される。より厳密に言えば、武宗カイシャンのもとで尚書省が設けられたのが至大2年8月癸酉（3日）<sup>87</sup>であり、廃止されるのがカイシャン崩御のわずか2日後の至大4年（1311）正月壬午（10日）<sup>88</sup>である。しかも、張養浩の翰林待制への任官は、至大3年に尚書省への批判として万言書を提出したことに対して、監察御史としての弾劾権を剥奪することを目的としてなされた報復措置であり、さらに同年内には罪をもってその職を解かれていることから、上記二つの条件を満たす期間はより狭められ、ほぼ至大3年に限定できる。

したがって、劉斌が灞橋竣工の報告を行ったのはクビライに対してであり、張養浩に記文の執筆を命じたのはカイシャンであることとなり、「張記」にはこの間に明らかな空白が存在することとなる。ただし、「張記」においては、この空白を意図的に埋めるかのような操作がなされる。それが、灞橋架設事業の完成時期に関わる記述である。すでに述べてきたように、灞橋架設は至元元年に始まり、至元15年に終了した。ただし、「張記」においては、「至元三年肇功、潰成於二十五年」として、至元3年に始まり25年に完成するとされるのである。至元19年に没した李庭が「創建石橋記」を撰述していることから明らかなように、至元15年に灞橋が完成したことは疑いようがない。しかしながら、もし完成の日時を至元25年とするならば、ちょうど至元24年からの尚書省の再設置期間と重なることとなり、そこに齟齬は生じず、上述した空白期間の問題すら消滅する。張養浩のわずかな一字の操作によって記文撰述の主体はカイシャンからクビライへと変えられ、カイシャンの行為はクビライの姿の中に押し込められるのである。

現存する『張文忠公文集』および『帰田類稿』所収の「張記」に文字の異同は確認できず、張養浩の操作を裏付けるような史料は存在しない。しかしながら、カイシャン時代の京兆をめぐる状況は、こうした推定を裏付ける。カイシャンは即位の後、自らの即位に先んじてクーデタを行った安西王府を壊滅させ、代わって弟アユルバルワダを皇太子とした上で安西王に封じる。つまりカイシャンにとって「李記」に「聖主賢王、帑藏を惜しまず」として、聖主クビライと並び称される賢王マンガラの姿は好ましいものでは無かったはずである。さらに弟アユルバルワダの存在を考えれば、クビライの後継者として京兆の地に対しても自らの存在を顕示する必要があったのではないだろうか。旧安西王国領を継承したアユルバルワダに対する痛烈なアピールであった可能性も否定できない。

なお、『長安志図』巻上に載せられる「奉元城図」には、京兆府城の東に北より「安西故宮」、「咸寧県」、「太子府」の記載が見える。このうちの「太子府」に関しては、

<sup>87</sup> 『元史』巻23・武宗本紀・至大2年8月癸酉条。

<sup>88</sup> 『元史』巻24・仁宗本紀・至大4年春正月壬午条。

安西王の太子の居所であった可能性もある。ただし、安西王府が「故宮」と表記されるのに対して「太子府」については「故」に類する記載が見えないこと、さらに造営のモデルとなった大都においては皇太子のオールドである隆福宮が皇城内に位置していることなどから考えて、これがアユルバルワダの居所として建設されたものであった可能性が高い。安西王府を継続利用せず、新たに居所が造られたとすれば、その意味するところもおのずと明らかであろう。

こうしたカイシャン側の意図とは別に執筆を命じられた張養浩にはまた異なる思惑が存在した。もともと張養浩は太子司経さらには太子文学として東宮時代のアユルバルワダに仕えた経歴を持つ。さらにカイシャン時代においては尚書省に対して痛烈な批判を行ったため、職を追われ都を離れるまでに追い込まれた。これがカイシャンの死去とアユルバルワダの即位にともない、一転して中央政府に呼び戻され右司都事を経て、翰林直学士、さらに礼部尚書に任じられるに至る。こうした張養浩の経歴を考えれば、わずか一字の操作によってカイシャンのもくろみを抹殺するには十分な理由が存在しよう。すでに刻石立碑されていたはずの「李記」に対する言及が一切なく、安西王の瀾橋架設への関与に対する記述を極端なまでに控え、その功績を劉斌個人に一身に帰するという「張記」の著述スタイルは、こうしてできあがったものであった。

おわりに

至元元年に始まる劉斌の瀾橋架設事業は京兆の官員からの経済的支援を受けながらも、尚書省官らの妨害などにより順調には推移しなかった。これが至元9年に至り、蘇可璫から呂壘、さらに賀仁傑を経由してクビライへと状況が伝えられ、謁見を通して資金および労働力を賜予される。大ハーンよりの認可を得たことに加えて、これをバックアップしたのが、同年におけるマンガラの安西王就封と翌年の京兆出鎮という出来事であった。王府内への龍首渠の引水、さらには交通の要としての瀾橋の立地条件を最も有効に活用し得る京兆府城の東北という場所に安西王府が建設されたのは決して偶然ではなく、王府と劉斌は互いの事業を助け合うという協力関係にあった。これを裏付けるものこそ、至元13年以降に行われる京兆宣聖廟の修復事業であり、劉斌は碑林の碑刻再建を含む修復事業に経済的支援を行ったのである。

これらの諸事業に不可欠な木材および石材資源についても、安西王国の建国当初から周到な計画が練られ、黄河水運を利用して上流部の積石州周辺から木材を運ぶに止まらず、歴代王朝がなしえなかった晋陝峡谷の船舶通過までもが計画された。また、襄陵黄崖山、沁水鹿台山、臨汾姑射山において宮殿建設の資材として文石の採取が命じられ、車両での運搬を可能とするために各地の道路が建設・整備された。劉斌の瀾橋架設は安西王国の支配下における交通および物流のインフラ整備と京兆復興の一貫として両者の相互協力関係のもとに推し進められたものであった。ただし、武宗カイシャンの即位にともなう安西王家の崩壊とアユルバルワダへの京兆分地の賜与によって、京兆をめぐる情勢は再び複雑化する。至大3年に撰述された「張記」における過大なまでの劉斌の顕彰はカイシャンの思惑を退けるとともに、安西王マンガラの功績をも抹殺するものであった。

参考文献

- 杉山正明 1984 「クビライと大都」、梅原郁（編）『中国近世の都市と文化』京都大学人文科学研究所研究班報告書、京都大学人文科学研究所、京都。
- 2004 『モンゴル帝国と大元ウルス』東洋史研究叢刊 65、京都大学学術出版会、京都。
- 高橋文治（編）2007 『烏台筆補の研究』汲古書院、東京。
- 礪波 護 2007 「中国の分省地図—陝西省図を中心に—」、藤井讓治・杉山正明・金田章裕編『大地の肖像：絵図・地図が語る世界』京都大学学術出版会、京都。
- 船田善之 2005 「「靈巖寺執照碑」碑陽所刻文書を通して見た元代文書行政の一断面」、『アジア・アフリカ言語文化研究』70
- 2007 「モンゴル時代における民族接触とアイデンティティの諸相」、今西裕一郎編『九州大学 21 世紀 COE プログラム「東アジアと日本：交流と変容」統括ワークショップ報告書』九州大学 21 世紀 COE プログラム（人文科学）「東アジアと日本：交流と変容」、福岡。
- 本田實信 1991 「モンゴルの遊牧的官制」、『モンゴル時代史研究』東京大学出版会、東京。
- 松井 太 2008 「ドゥア時代のウイグル語免税特許状とその周辺」、『人文社会論叢』人文科学篇第 19 号。
- 松田孝一 1979 「元朝期の分封制—安西王の事例を中心として—」、『史学雑誌』第 88 編第 8 号。
- 2000 「中国交通史—元時代の交通と南北物流—」、『東アジア経済史の諸問題』、阿吽社、京都。
- 山本明志 2008 「モンゴル時代におけるチベット・漢地間の交通と站赤」、『東洋史研究』第 67 巻第 2 号。
- 和田平一 1922 「黄河上流の水運（大正十年夏秋の間踏査し来れる）」、『支那の会審制度：北京大学：黄河上流の水運』東亜同文書院研究部、上海。
- 曾毅公（輯）1987 『石刻考工録』書目文献出版社、北京。
- 陳高華 1991 「石工楊瓊事迹新考」、『元史研究論稿』中華書局、北京（初出は「元大都史事雜考」、『燕京春秋』北京出版社、北京、1982 年）。
- 黄盛璋 1982 「西安城市發展中的給水問題以及今後水源的利用与開發」、『歷史地理論集』人民出版社、北京。
- 杜 文 1998 「灞河古橋址出土唐代殘碑略考」、『碑林集刊』5。
- 李令福 2004 『閩中水利開發与環境』人民出版社、北京。
- 2011 「論西安咸陽間渭河北移的時空特徵及其原因」、『雲南師範大學學報（哲學社会科学版）』第 43 卷第 4 期。
- 李之勤 1994A 「關於元代劉斌興建灞橋的重要歷史文獻—李庭《寓庵集》的《創建灞石橋記》和駱天驥《類編長安志》的《灞橋》條」、『西北史地研究』中州古籍出版社、鄭州。

- 1994B 「元代重建灊橋的又一重要文獻—張養浩的《安西府咸寧縣創建灊橋記》」、同上。
- 劉兆鶴·吳敏霞 2005 『戶縣碑刻』陝西金石文獻匯集、三秦出版社、西安。
- 路遠 1998 『西安碑林史』西安出版社、西安。
- 路遠·張虹冰·董玉芬 1998 「西安碑林藏石所見歷代刻工名錄」、『碑林集刊』5。
- 馬得之 1960 「西安元代安西王府勘查記」、『考古』第5期。
- 史念海（主編）1996 『西安歷史地圖集』西安地圖出版社、西安。
- 王菱菱 2005 『宋代礦冶業研究』宋史研究叢書第三輯、河北大學出版社、保定。
- 王天然（主編）2011 『三晉石刻大全：臨汾市堯都區卷』三晉出版社、太原。
- 王友懷（主編）2003 『咸陽碑刻』上、三秦出版社、西安。
- 吳鋼（主編）1998 『重陽宮道教碑石』三秦出版社、西安。
- 西北師範大學古籍整理研究所（編）1992 『甘肅古跡名勝辭典』甘肅教育出版社、蘭州。
- 咸陽地區文物管理委員會 1979 「陝西戶縣賀氏墓出土大量元代俑」、『文物』第4期。
- 袁冀 1974 「元代衛輝之地位」、『元史研究論集』台灣商務印書館（原載は『中國邊政』第13期、1966年）。
- 永昌縣志編纂委員會（編）1993 『永昌縣志』甘肅人民出版社、蘭州。
- 余華青·張廷皓（主編）2006 『陝西碑石精華』三秦出版社、西安。
- 張從軍 2009 「張養浩墓」、『走向世界』第四期。
- 張慧茹 2006 「歷代灊橋位置變遷及原因探析」、『三門峽職業技術學院學報（綜合版）』第5卷第3期。
- 祝魏山·李德元（主編）2007 『金昌史話』甘肅史話叢書、甘肅文化出版社、蘭州。
- Osawa, Masami., 2005 “One of the Forms of Iron Producing in the Mongol Empire obtained from Forge-related Objects found at Avraga Site. Approach based on Metallurgical Study.”, Shimpei Kato et al. *The Avraga Site. Preliminary Report of the Excavations of the Palace of Genghis Khan in Mongolia 2001-2004*. Niigata, Department of Archaeology, Faculty of Humanities, Niigata Univ.
- Tumurtogoo, Doin., 2010 *Mongolian Monuments in 'Phagas-pa Script : Introduction, Transliteration, Transcription and Bibliography*, Institute of Linguistics, Academia Sinica, Taipei.